

平成30年5月31日

芦屋市議会議長

畑中 俊彦 様

議会基本条例検証会議

座長 帰山 和也

芦屋市議会基本条例検証結果報告について（答申）

平成29年9月1日に議会基本条例検証会議へ諮問された芦屋市議会基本条例の検証について、中間報告と全議員への意見照会を経て最終報告がまとまりましたので、下記のとおり答申します。

なお、「3 その他」につきましては、取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 検証結果について

別添「芦屋市議会基本条例検証結果報告書」のとおり。

2 条例改正の必要性について

本条例の改正が必要となった項目はありません。

3 その他

(1) 課題について

報告書には、議会運営等に関する問題提起とその対応方策に関する意見を「課題」として整理していますが、必ずしも検証会議として全委員の認識が一致したものではないことから、今後、議会内でご検討いただきたい。

(2) 来期への引継について

また、上記「課題」は多岐にわたっており、今任期中に検討しきれない場合は、来期への引継事項とすることも併せてご検討いただきたい。

(3) 対応が必要な事項について

その他、対応が必要な事項が3件あり、このうち1件は逐条解説への追記、2件は逐条解説の文脈の修正ですので、速やかにご対応いただきたい。

別 添

芦屋市議会基本条例検証結果報告書

平成 3 0 年 5 月 3 1 日

芦屋市議会基本条例検証会議

目 次

I 議会基本条例の検証について	4
1 検証の根拠	4
2 今回の議会基本条例検証におけるポイント	5
3 検証手順と期間	6
4 検証体制（検証会議の設置）	7
5 検証会議への諮問事項	8
6 検証作業の進め方	9
7 検証シートの構成	10
8 中間報告	12
9 全議員への意見照会	13
10 課題の取扱い	15
II 検証結果	16
1 検証作業を振り返って ～継続した議会改革の取り組みを進めるため～ ..	16
2 結果概要	16
3 逐条検証結果一覧表	17
III 芦屋市議会基本条例 検証シート	18
【参考資料1】課題一覧表・対応が必要な事項一覧表	70
【参考資料2】中間報告後に提出された意見整理表	75
【参考資料3】議会報告会参加者アンケート結果から（抜粋）	78

I 議会基本条例の検証について

芦屋市議会基本条例（以下、「議会基本条例」という。）は、平成 26 年（2014 年）10 月に施行されました。

この報告書は、平成 27 年（2015 年）4 月の統一地方選挙で選出された第 19 期議員によって、条例施行後初めて行った、議会基本条例の検証結果をまとめたものです。

1 検証の根拠

この検証は、議会基本条例第 27 条の規定に基づいて行っています。

（検証及び見直し）

- 第 27 条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する観点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に 1 回は、その結果を市民に公表するものとする。
- 2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

2 今回の議会基本条例検証におけるポイント

【1】 今回の検証については、議会基本条例制定後初めての検証であることから、議会がしっかりと自己評価することに重点を置くことにした。

先行する他議会が行っている市民アンケートや第三者評価は、今後、検証を重ねてからの課題としている。(平成 29 年 (2017 年) 8 月代表者会議)

【2】 検証体制として議会基本条例検証会議(以下「検証会議」という。)を設置することにしたが、委員の選任は各会派推薦ではなく、座長を副議長、委員を各常任委員会(3 委員会)の正・副委員長 6 人の計 7 人とすることで、結果として、各会派に属する議員 6 人と会派に属さない議員 1 人となっただけでなく、議長経験者、期を重ねた議員及び一期議員が参加することになり、幅広い委員構成となっている。(平成 29 年 (2017 年) 8 月代表者会議)

【3】 検証会議は、自由闊達で忌憚のない意見交換を行えるよう会議は非公開としたが、検証結果はホームページやあしや市議会だよりなどで公表する。

公開の場での検証については、来期以降の課題としている。

(平成 29 年 (2017 年) 8 月代表者会議)

【4】 検証作業は、設置した検証会議へ議長が諮問することでスタートした。

(平成 29 年 (2017 年) 9 月代表者会議)

【5】 検証結果のまとめ方は、実施状況の確認を含め、条文ごとに検証シートを作成していくことにした。(検証会議)

【6】 検証方法は、対象とする条文ごとに有効性と妥当性の評価を行った。

結果の表現としては評価の数値化や達成段階評価は行わず、あくまでも有効か妥当か、その理由も含めて記載している。(検証会議)

【7】 検証作業は、会議の中で合意形成を図りながら結論を得ることに努めた。

しかし、意見の一致が得られない場合は無理に一つの結論にまとめず、両論併記としている。(検証会議)

【8】 検証作業としては有効性と妥当性の評価だけでなく、議論の中で出た議会運営等に関する問題提起と、その対応方策に関する意見について「課題」として整理している。

なお、委員が会派推薦ではないことから会派への持ち帰りは行っておらず、したがって、必ずしも検証会議として全委員の認識が一致したものではなく、検証終了後の議会内での議論に委ねている。(検証会議)

【9】 検証会議には全議員 21 人のうち 7 人が参加しているが、全議員による検証とするため、一通りの逐条検証を終えた段階で中間報告として全議員へ説明し、意見を得て最終報告書に反映している。(検証会議)

【10】 上記【8】の「課題」については、今任期中に検討しきれない場合は来期への引継事項とするよう答申している。(検証会議)

3 検証手順と期間

【ポイント】

【1】 今回の検証については、議会基本条例制定後初めての検証であることから、議会がしっかりと自己評価することに重点を置くことにした。

先行する他議会が行っている市民アンケートや第三者評価は、今後、検証を重ねてからの課題としている。（平成 29 年（2017 年）8 月代表者会議）

(1) 検証期間

検証期間は、下表のとおりです。

年 月		事 項
平成 29 年 (2017 年)	8 月	【代表者会議】検証体制等について決定
	9 月	【代表者会議】議会基本条例検証会議設置 ← 議長から諮問
	10 月	【検証会議】諮問事項に関して逐条検証
	11 月	
	12 月	
平成 30 年 (2018 年)	1 月	【検証会議】諮問事項に関して逐条検証
	2 月	
	3 月	【検証会議】中間報告書を作成
	4 月	【全体協議会】検証会議から全議員へ中間報告と意見照会 ①第 3 条（議員活動の原則）に関する意見 ②中間報告全体に関する意見
	5 月	【検証会議】最終報告書作成 → 議長へ答申
	6 月	（予 定）検証結果報告の公表（ホームページ掲載）
	7 月	（予 定）（あしや市議会だより 編集作業）
	8 月	（予 定）検証結果報告の掲載（あしや市議会だより 発行）

(2) 議会報告会参加者アンケート

市民アンケートは実施していませんが、検証期間中の平成 29 年（2017 年）11 月に開催した議会報告会の参加者アンケートの中で、議員に望むことや議会改革に求めることなどについて質問を行いましたので、【参考資料 3】（P. 78～P. 83）に掲載しています。

4 検証体制（検証会議の設置）

【ポイント】

【2】 検証体制として議会基本条例検証会議（以下「検証会議」という。）を設置することにしたが、委員の選任は各会派推薦ではなく、座長を副議長、委員を各常任委員会（3委員会）の正・副委員長6人の計7人とすることで、結果として、各会派に属する議員6人と会派に属さない議員1人となっただけでなく、議長経験者、期を重ねた議員及び一期議員が参加することになり、幅広い委員構成となっている。（平成29年（2017年）8月代表者会議）

【3】 検証会議は、自由闊達で忌憚のない意見交換を行えるよう会議は非公開としたが、検証結果はホームページやあしや市議会だよりなどで公表する。

公開の場での検証については、来期以降の課題としている。

（平成29年（2017年）8月代表者会議）

検証会議の委員構成は、下表のとおりです。

役割	氏名	役職	会派
座長	帰山 和也	副議長	公明党
委員	岩岡 りょうすけ	総務常任委員会 委員長	あしや真政会
	前田 辰一	同上 副委員長	会派に属さない議員
	平野 貞雄	民生文教常任委員会 委員長	日本共産党
	寺前 尊文	同上 副委員長	日本維新の会
	大原 裕貴	建設公営企業常任委員会 委員長	日本維新の会
	中島 健一	同上 副委員長	あしや真政会



【写真】議会基本条例検証会議 委員

5 検証会議への諮問事項

【ポイント】

- 【4】 検証作業は、設置した検証会議へ議長が諮問することでスタートした。
(平成 29 年 (2017 年) 9 月代表者会議)

議長から検証会議への諮問事項は、下記のとおりです。

1 実施状況の評価

- (1) 本条例の実施状況を確認し、その評価を行うこと。
- (2) 評価の過程で課題を明らかにすること。

2 条例内容の有効性・妥当性の評価

- (1) 市民の意見や社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、本条例の有効性及び妥当性について評価すること。
- (2) 評価の過程で課題を明らかにすること。

3 課題への対応方策の検討

- (1) 明らかとなった課題について、新たな取組を含めた対応方策を検討すること。
- (2) 必要があれば本条例の改正内容についても併せて検討すること。

6 検証作業の進め方

【ポイント】

- 【5】 検証結果のまとめ方は、実施状況の確認を含め、条文ごとに検証シートを作成していくことにした。(検証会議)
- 【6】 検証方法は、対象とする条文ごとに有効性と妥当性の評価を行った。
結果の表現としては評価の数値化や達成段階評価は行わず、あくまでも有効か妥当か、その理由も含めて記載している。(検証会議)
- 【7】 検証作業は、会議の中で合意形成を図りながら結論を得ることに努めた。
しかし、意見の一致が得られない場合は無理に一つの結論にまとめず、両論併記としている。(検証会議)
- 【8】 検証作業としては有効性と妥当性の評価だけでなく、議論の中で出た議会運営等に関する問題提起と、その対応方策に関する意見について「課題」として整理している。
なお、委員が会派推薦ではないことから会派への持ち帰りは行っておらず、したがって、必ずしも検証会議として全委員の認識が一致したものではなく、検証終了後の議会内での議論に委ねている。(検証会議)

検証会議の活動状況は、下表のとおりです。

開催日		回	協議内容
平成 29 年 (2017 年)	9 月 1 日 (金)	第 1 回	意見交換 (前文～第 7 条)
	9 月 8 日 (金)	第 2 回	〃 (第 8 条～第 12 条)
	9 月 26 日 (火)	第 3 回	〃 (第 13 条～第 17 条)
	10 月 10 日 (火)	第 4 回	〃 (第 18 条～第 21 条)
	10 月 25 日 (水)	第 5 回	〃 (第 22 条～第 27 条)
	11 月 30 日 (木)	第 6 回	今後の進め方
平成 30 年 (2018 年)	1 月 9 日 (火)	第 7 回	通年議会の検討 (議会運営委員会から引継ぎ)
	1 月 15 日 (月)	第 8 回	予算決算常任委員会及び議員間討議の検討 (同上)
	1 月 23 日 (火)	第 9 回	意見整理 (第 5 条～第 9 条)
	1 月 30 日 (火)	第 10 回	〃 (第 10 条～第 15 条)
	2 月 15 日 (木)	第 11 回	〃 (第 16 条～第 17 条)
	2 月 26 日 (月)	第 12 回	〃 (第 18 条～第 21 条)
	3 月 15 日 (木)	第 13 回	〃 (第 22 条～第 27 条、第 2 条～第 4 条)
	4 月 3 日 (火)	第 14 回	中間報告 (案) 検討
	4 月 23 日 (月)	全体協議会	中間報告と意見照会
	5 月 15 日 (火)	第 15 回	意見の検討、全体の検証、最終報告 (案) 検討
5 月 21 日 (月)	第 16 回	最終報告 (案) 検討	

7 検証シートの構成

(1) 有効性と妥当性の評価

諮問事項 1（実施状況の評価）及び 2（条例内容の有効性・妥当性の評価）については、逐条検証を行い、下記のとおり、検証シートに記載しています。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成 29 年度末現在）

	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">例</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">実施状況</div>	<p style="text-align: center;">第 6 章 議会の体制・専門性</p> <p style="text-align: center;">（議会図書室の充実等）</p> <p>第 18 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会図書室は、議員のみならず、別に定めるところにより、誰もがこれを利用できるものとする。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">有効性の評価</div>	<p>逐条解説</p> <p>【趣旨】 議会図書室は、地方自治法第 100 条第 19 項の規定により設置が義務付けられており、本条では、その整備や利用対象について定めています。</p> <p>【解説】 議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第 100 条第 19 項で設置が義務付けられています。</p> <p>議会図書室は、議員の議案審査や市政に関する様々な調査研究をサポートするために設置されています。本市議会でも市政課題に関係する図書・資料を収集・整理していますが、本条では、その整備充実に努めることを定めています。</p> <p>また、地方自治法第 100 条第 20 項では、議会図書室を一般の利用に供することができる旨が規定されています。本条第 2 項では、議会図書室は、議員以外の方も利用できることとし、その手続等については芦屋市議会図書室運営要綱において定めています。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">実施状況</div>	<p>■毎年新刊本を購入し、利用に供している。 また、加除式図書については 9 種類、雑誌については 17 種類を利用に供している。</p> <p>■平成 21 年度、22 年度には加除式図書の購入種類を見直し、平成 27 年度には特に古い図書の廃棄を行うなど、資料の整理を行っている。</p> <p>■平成 29 年度には、新たに購入した新刊紹介を入口付近に掲示したほか、事務局職員により、近隣議会図書室の視察を行い、資料の整理方法などの検討を始めた。（平成 29 年 8 月）</p> <p>■市民の利用は年 1～2 人</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">有効性の評価</div>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】 ・調査研究では、専門誌などは貴重な資料となっている。 ・多くの議員が議会図書室を利用しており、本条文は有効である。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">妥当性の評価</div>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】 ・議案審査や市政に関する様々な調査研究のためには、一定の方針をもって資料を充実させていくことは今後ますます必要となることから、本条文は妥当である。</p>

妥当性の評価

基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。

これを基準として、妥当性を評価し、その理由についても記載しています。

【評価が一致しない場合の取扱い】

検証会議の委員間で評価が一致しない場合があります。

その場合には、**一致せず**とし、それぞれの理由について両論併記しています。

（該当：第 2 条、第 9 条）

(2) 課題と対応方策

諮問事項 1 及び 2 の評価の過程で明らかとなった課題、並びに諮問事項 3（課題への対応方策の検討）については、下記のとおり、検証シートに「課題」として記載しています。

なお、答申時点で運用上の見直しが決定している事項や、明らかに対応が必要な事項については、「今後の方向性」として記載しています。

課 題

有効性や妥当性の検証過程では、該当条文に関連する事項について様々な問題提起があり、併せて対応方策に関する意見も出ましたので、「課題」として下記のとおり分類して記載しています。

【問題提起として出された意見】

【対応方策として出された意見】

例

【問題提起として出された意見】

- ・ 司書機能がないことをどのように補うかが課題である。
- ・ 議会図書室は、専門書と行政資料が中心となるが、歴史的な行政資料が乏しい。
- ・ 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討してはどうか。
- ・ 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法についても見直しが必要ではないか。

【対応方策として出された意見】

- ・ 他の図書館のレファレンス実績をデータベース化したサイトなどを、図書館設置パソコンで閲覧できるよう検討する。
- ・ 図書室の資料収集に関する指針を検討する。
- ・ 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討する。
- ・ 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法について検討する。

課 題

【問題提起として出された意見】

- ・ 図書室設置パソコンで、新聞社などの有料データベースを閲覧できるようにしてはどうか。
- ・ 図書室設置パソコンのショーカットやお気に入りを整理・充実させてはどうか。

【対応方策として出された意見】

- ・ 図書室設置パソコンで閲覧できる有料データベース等の利用を検討する。
- ・ 図書室設置パソコンのショートカットやお気に入りの整理・拡充を検討する。

【問題提起として出された意見】

- ・ 市民の利用がほとんどない。

【対応方策として出された意見】

- ・ 市議会だよりに議会図書室の案内を掲載することを検討する。

【課題の取扱い】

これらの意見については、検証会議の委員間で必ずしも意見が一致してはいないため、今後の議会内での協議に委ねています。

例

今 後 の 方 向 性

【決定している運用上の見直し】

- ・ 長期にわたって検討する諸課題が増えており、これまでの流れを踏まえた近隣市との付き合いや、安定した議会運営、全国的な傾向、兵庫県下 28 市の状況を踏まえ、次回改選後の来期から議長任期を 2 年に見直した。（平成 29 年 6 月）
- ・ 副議長については、議長を補佐する経験によって議員の資質を向上させる目的から、引き続き 1 年交代とした。（平成 29 年 6 月）

今後の方向性

今後の運用等について決定している事項や、明らかに対応が必要な事項は「今後の方向性」として記載しています。

（該当：第 5 条、第 10 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条）

8 中間報告

【ポイント】

【9】 検証会議には全議員 21 人のうち 7 人が参加しているが、全議員による検証とするため、一通りの逐条検証を終えた段階で中間報告として全議員へ説明し、意見を得て最終報告書に反映している。(検証会議)

検証会議において、「全議員が参加した検証となるための仕組みが必要」ということで意見が一致し、今回、全議員を対象に中間報告と意見照会を行うことになりました。

具体的な中間報告の目的は、下記の 3 つです。

(1) 議会基本条例の理念の徹底

(条例の理念の徹底)

第 26 条 議会は、議員にこの条例の理念などを徹底させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。

第 26 条（条例の理念の徹底）では、議員任期開始後に議会基本条例について研修を行うことが規定されています。

この規定に基づいた研修を行っていますが、これまで検証会議で検証してきた内容を全議員で共有することで、改めて条例の理念を徹底することを目的の一つとしています。

(2) 全議員による第 3 条（議員活動の原則）の有効性の評価

(議員活動の原則)

第 3 条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
- (2) 自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。

第 3 条（議員活動の原則）の有効性の評価については、検証会議に参加している議員だけでなく、全議員へ「本条文に基づいて議員としてどのような活動を心がけているか。」を照会し、その回答を集約して評価することで、検証そのものの有効性を高めることを目的の一つとしています。

(3) 全議員による条例の検証

中間報告全体について、全議員へ意見を照会しながら最終報告をまとめることで、全議員が参加した検証とすることを目的の一つとしています。

9 全議員への意見照会

(1) 照会内容

全議員への照会内容は、下記とおりです。

照会項目	詳 細	
(1) 第3条（議員活動の原則）に関する意見（必須）	内 容	芦屋市議会基本条例第3条（議員活動の原則）に基づき、 <u>あなた自身は議員としてどのような活動を心がけていますか？</u> （200字以内）
	対 象	<u>全議員</u>
(2) 中間報告全体に関する意見	内 容	「芦屋市議会基本条例の検証に関する中間報告」について、ご意見をお寄せください。（200字以内）
	対 象	ご意見のある方

【写真】 中間報告を行った全体協議会



10 課題の取扱い

【ポイント】

【8】 検証作業としては有効性と妥当性の評価だけでなく、議論の中で出た議会運営等に関する問題提起と、その対応方策に関する意見について「課題」として整理している。

なお、委員が会派推薦ではないことから会派への持ち帰りは行っておらず、したがって、必ずしも検証会議として全委員の認識が一致したものではなく、検証終了後の議会内での議論に委ねている。(検証会議)

【10】 上記【8】の「課題」については、今任期中に検討しきれない場合は来期への引継事項とするよう答申している。(検証会議)

(1) 課題について

報告書には、議会運営等に関する問題提起とその対応方策に関する意見について「課題」として整理していますが、必ずしも検証会議として全委員の認識が一致したものではないため、今後、議会内での協議・検討に委ねています。

なお、課題のみを抽出し、【参考資料1】(P.70~P.74)として掲載しています。

意見	件数	課題	件数
問題提起として出された意見数	63	意見を整理した課題数	37
対応方策として出された意見数	39		

(2) 来期への引継について

上記の「課題」は多岐にわたっており、今任期中に協議・検討しきれない場合には、来期への引継事項とすることも併せて検討するよう答申しています。

(3) 対応が必要な事項について

その他、【参考資料1】(P.70~P.74)にも掲載していますが、対応が必要な事項が3件あり、このうち1件は逐条解説への追記、2件は逐条解説の文脈の修正ですので、速やかに対応する必要があることも答申しています。

II 検証結果

1 検証作業を振り返って ～継続した議会改革の取り組みを進めるため～

検証作業では、時代が求める議会の姿と向き合いながら、各条文の有効性や妥当性について評価してきましたが、検証会議としては、その過程で出された問題提起などについて充実した議論を重ね、具体的な対応方策を含めて「課題」として提示できたことが大きな成果であると考えています。

これらの課題については、条例改正が伴うものなど多岐にわたっており、今任期中で結論を得られないものについては来期への引継事項とすることも併せて提案しています。

今回は、有効性や妥当性について一部やや不十分との意見はあるものの、議会基本条例の検証として大きな問題となる項目はありませんでしたが、その結果に甘んじることなく、未来につながる検証とするため、引き続き、議会として市民の付託に応え、市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与していくために、継続した議会改革の取り組みを進めていくことが重要であると考えます。

2 結果概要

(1) 検証対象とした条文

逐条検証の対象としたのは、前文、第1条から第27条までの28項目のうち、25項目です。

	条文数	該当条文
対象	25	第2条～第24条、第26条～第27条
対象外	3	前文、第1条、第25条
計	28	

(2) 有効性と妥当性の評価結果

	有効性の評価			妥当性の評価		
	有効である	有効でない	一致せず※1	妥当である	妥当でない	一致せず※2
条文数	23	0	2	24	0	1
計	25			25		

※1：第2条（議会活動の原則）

※2：第9条（市民意見の把握と反映）

第9条（市民意見の把握と反映）

(3) 条例改正の必要性

本条例の改正が必要となった項目はありません。

3 逐条検証結果一覧表

逐条検証の詳細は、検証シート（P. 19～P. 69）をご覧ください。

課題及び対応が必要な事項については、【参考資料 1】（P. 70～P. 74）に一覧表でも掲載しています。

条	見出し	有効性	妥当性	課題数	対応が必要な事項	ページ
前文		—	—	—		19
第1条	目的	—	—	—		20
第2条	議会活動の原則	○	◎			21
第3条	議員活動の原則	◎	◎			22
第4条	議長の役割	◎	◎			23
第5条	議長及び副議長志願者の所信表明	◎	◎			24
第6条	会派	◎	◎	1		26
第7条	議員の政治倫理	◎	◎	1		28
第8条	市民に対する情報の公開	◎	◎	2		30
第9条	市民意見の把握と反映	○	○	3		32
第10条	議会報告会	◎	◎			34
第11条	緊張関係の保持	◎	◎	2		36
第12条	政策等の形成過程の把握	◎	◎	1		38
第13条	定例会の開催等	◎	◎	1		40
第14条	議員の質問と反問権	◎	◎	2		42
第15条	傍聴者への配慮	◎	◎	1		44
第16条	委員会の運営	◎	◎	3		46
第17条	議決事件の追加	◎	◎	3		50
第18条	議会図書室の充実等	◎	◎	7		52
第19条	議会事務局の体制整備	◎	◎	1		54
第20条	議員研修の充実強化	◎	◎	1		56
第21条	政務活動費の執行	◎	◎	2	1	58
第22条	災害等への対応	◎	◎	3		60
第23条	議員定数	◎	◎		1	62
第24条	議員報酬	◎	◎		1	64
第25条	他の条例等との関係	—	—	—		66
第26条	条例の理念の徹底	◎	◎	1		67
第27条	検証及び見直し	◎	◎	2		68
集計	◎（有効または妥当で一致）	23	24	37	3	
	○（有効または妥当で一致せず）	2	1			
	—（対象外）	3	3			

Ⅲ 芦屋市議会基本条例 検証シート

次の 19 ページから 69 ページまでは、逐条検証の詳細を記載した「検証シート」を掲載しています。
検証シートの構成や記載方法などについては、10 ページ及び 11 ページを参照してください。



芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条文</p>	<p>前文</p> <p>芦屋市は、北に六甲山、南に瀬戸内海という自然環境に恵まれ、神戸と大阪の二大都市の間に位置する立地の下、良好な住環境を形成する「国際文化住宅都市」としてのまちづくりを進めてきました。そこには、自分たちのまちへの愛着と誇りが脈々と受け継がれており、自分たちのまちは自分たちでつくるという自主と自立の精神が息づいています。</p> <p>芦屋市議会は、この精神を尊重し、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づいた市政運営がなされるよう議会としての責務を果たしていかなければなりません。</p> <p>もとより市議会は、ともに公選された議員と市長による二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等執行機関を監視するとともに、政策提案等を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担っています。</p> <p>この役割を果たすため、芦屋市議会は、これまでも他市に先んじて、あるいは独自に様々な議会改革を行ってきました。これからも積極的な情報公開と公平公正でわかりやすい議会運営に努めるとともに、より良い芦屋市の姿を市民とともに考え、さらに豊かでしっかりとした議論ができる議会を目指してまいります。</p> <p>ここに芦屋市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めるとともに、市民の負託に応え、市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与していくことを決意し、この条例を制定します。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>芦屋市議会基本条例の前文では、芦屋市の特徴をはじめ、本条例の趣旨や制定についての決意を示しています。</p> <p>芦屋市は、自然環境と立地条件に恵まれ、国際文化住宅都市として発展してきました。芦屋市民には高い市民意識と自主・自立の精神が息づき、それこそが芦屋のまちづくりの根幹となっています。</p> <p>この市の特徴と市民の自主・自立の精神をしっかりと踏まえて、芦屋市議会は、市長とともに市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与するため、その責務を果たしていかなければなりません。</p> <p>これまでも芦屋市議会では、会議出席時の費用弁償の廃止や委員会における請願者の意見陳述の実施等、様々な議会改革に取り組んできましたが、引き続き、多様な市民意見を受け止め、深い議論と広い視野に立った議論を通じて政策に反映させるとともに、積極的な情報公開と説明責任を果たすことにより、市民の信頼と負託に的確に応えていかなければなりません。</p> <p>前文では、こうした議会の責務を果たし、継続した議会改革の取り組みを進めることを目的として、議会活動の原則や市民と議会の関係などを明文化し、その内容を規範として定めるため本条例を制定したこと、併せて、条例制定に当たった芦屋市議会の決意を示しています。</p>

■検証の対象外とする。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすための基本的事項を定めることにより、議会をより活性化し、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、条例の制定目的を簡潔に表現したもので、条例全体の解釈や運用の指針となるものです。</p> <p>【解説】</p> <p>市政運営は、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づいてなされるべきという考えのもと、これまで明文化されていなかった議会や議員の役割のほか、議会に関する基本的な事項を明確に規定することにより、議会活動の一層の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、その結果、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを本条例の目的として定めています。</p>

■検証の対象外とする。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>第2章 議会・議員活動の原則</p> <p>（議会活動の原則）</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 市民の代表機関として、多様な市民意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めること。</p> <p>(3) 会派及び議員間の協議による合意を尊重した民主的な議会運営に努めること。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議会がその責務を果たしていくために、必要な活動原則を定めています。</p> <p>【解説】 議会の活動原則として、次の3つを掲げています。</p> <p>(1) 第1号では、議会への理解と信頼性の向上のため、公平公正な議会運営を行い、その活動状況等を積極的に公開し、市民参画を含め、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。</p> <p>(2) 第2号では、市民から選ばれた議員で構成する議事機関として、市政における課題全般について様々な機会を通して、多様な市民の意見を把握し、その意見を芦屋市全体の見地から議会運営に反映させることに努めることを定めています。</p> <p>(3) 第3号では、議会運営においては、様々な考えを持つ会派や議員間の自由闊達な協議に基づく合意を尊重した民主的な運営に努めることを定めています。</p>
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分に生かされているか。 → 一致せず</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号及び第3号については、「有効である」ことで一致したが、第2号については、「有効である」と「有効とするにはやや不十分」の両論あり。 <p>【「有効である」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政だけでなく国や県等の関係機関に対し、原則として全議員合意の下、タイミングを逃すことなく議会として意見書を提出したり、市長への申し入れを行うなど、市民意見を市政等に反映させた議会運営を行っており、本条文は有効である。 <p>【「有効とするにはやや不十分」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月の第1回臨時会において、参考人制度が活用できなかったことに課題を残しており、十分に生かされているとは言えない。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の議会活動に求められる内容であり、本条文は妥当である。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議員活動の原則)</p> <p>第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。</p> <p>(2) 自己の能力を高める不断の研鑽により、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。</p> <p>(3) 一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。</p>								
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議員の責務及び前条で規定した、議会の活動原則を踏まえ、議会を構成する議員としての基本姿勢や議会活動において必要な活動原則を定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>議員の活動原則として、次の3つを掲げています。</p> <p>(1) 第1号では、議員は、互いの言論を尊重し、その自由を保障することはもちろんのこと、合議制機関たる議会の一員として常に積極的な発言、議論等を行うことを定めています。</p> <p>(2) 第2号では、議員は、日常の研修や調査研究等を通じて、常に資質向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。</p> <p>(3) 第3号では、議員は、地域に限定した個別事案だけではなく、市民全体の公益性を図りながら、公平公正な立場で活動することを定めています。</p>								
<p>実施状況</p>	<p>■議員としてどのような活動を心がけているか、 21人全議員から200字以内で回答（平成30年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答文を要旨に分解して分類すると、第3条各号の内容が網羅されている。 <table border="1" data-bbox="387 1328 1137 1525"> <thead> <tr> <th>第3条各号</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 合議機関・発言・議論</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>(2) 自己研鑽・市民の代表</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>(3) 市民全体の公益性・公平公正</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※、【参考資料2】(P.75~P.77)に意見要旨を掲載しています。</p>	第3条各号	件数	(1) 合議機関・発言・議論	13	(2) 自己研鑽・市民の代表	34	(3) 市民全体の公益性・公平公正	14
第3条各号	件数								
(1) 合議機関・発言・議論	13								
(2) 自己研鑽・市民の代表	34								
(3) 市民全体の公益性・公平公正	14								
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況にあるように、議員としての活動で心がけていることに各号が生かされており、本条文は有効である。 								
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の議員活動に求められる内容であり、本条文は妥当である。 								

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議長の役割)</p> <p>第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議長は、中立かつ公平な立場で職務を行い、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議長の役割について定めています。</p> <p>【解説】 第1項では、議長は議会の代表としての権限を有しており、議会の品位を保ち、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすことが責務であることを定めています。 第2項では、議長は、全議員に対して、中立・公平な立場で議長の職務を行うことを定めています。</p>
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例制定後、本条文に書かれていることについて問題となることがなかったことから、本条文は有効*である。 <p>※今回の有効性の評価対象は「議長」のみとし、「副議長」は対象としていません。 ※対象を明確にして検証する必要があることを、来期へ申し送ります。</p>
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今日の議会運営として議長に求められる役割であり、本条文は妥当である。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議長及び副議長志願者の所信表明)</p> <p>第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設けるものとする。</p>															
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議員が議長及び副議長の職に志願するときに、自身の考えや議会運営の方針について表明する機会を設けることを定めています。</p> <p>【解説】 議長及び副議長の選挙は、地方自治法第118条において準用する公職選挙法の規定により行われるもので、当該規定には志願者の所信を表明する機会についての定めはありませんが、志願理由を明確にし、選挙の透明性を高めることを目的に実施するものです。</p>															
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■地方自治法では議長の任期は議員の任期（4年）となっているが、本市議会では1年交代を慣例としている。（ただし、再任を妨げない。） ■毎年6月定例会の初日に議長・副議長選挙を実施している。 ■議長・副議長の立候補制及び所信表明を開始（平成26年6月から） <ul style="list-style-type: none"> ・所信表明を行う日の前日までに立候補を申出 ・慣例による議長及び副議長の選挙が予想される6月定例会前に、全議員が出席する会議で所信表明 ・所信表明は1人5分以内 ・他の議員による質疑は1回のみ（確認程度） ■これまでの立候補者数 <table border="1" data-bbox="368 1234 1211 1476"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>議 長</th> <th>副議長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年6月</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>平成28年6月</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	議 長	副議長	平成26年6月	2人	1人	平成27年6月	1人	1人	平成28年6月	1人	1人	平成29年6月	1人	1人
時 期	議 長	副議長														
平成26年6月	2人	1人														
平成27年6月	1人	1人														
平成28年6月	1人	1人														
平成29年6月	1人	1人														
<p>有効性の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補と所信表明の後に選挙を行っていることで透明性は上がっており、本条文は有効である。 															
<p>妥当性の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に立候補と所信表明を行うことは、より開かれた透明性の高い議会運営が求められている社会情勢に即しており、本条文は妥当である。 															

<p>今後の 方向性</p>	<p>【決定している事項】</p> <ul style="list-style-type: none">・長期にわたって検討する諸課題が増えており、これまでの流れを踏まえた近隣市との付き合いや、安定した議会運営、全国的な傾向、兵庫県下の状況を踏まえ、次回改選後の来期から議長任期を2年に見直した。(平成29年6月)・副議長については、議長を補佐する経験によって議員の資質を向上させるため、引き続き1年交代とした。(平成29年6月)
--------------------	---

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

条 文	<p>(会派)</p> <p>第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策立案、政策提言等のために調査研究を行う。</p>																											
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、会派の位置付けなどについて定めています。</p> <p>【解説】 会派とは、議会内で結成された同じ政策を志向する複数の議員による同志的集合体です。</p> <p>法律上、明確な定義や位置付けはされていませんが、本市議会においても昭和29年から会派制による議会運営を行っており、委員会の委員構成や質問時間の会派内での調整などは会派を基準に決定されるほか、政策立案や政策提言を行う上でも大きな役割を果たしています。なお、芦屋市議会では、従来から所属議員2名以上をもって会派とし、1人会派は認めていません。</p> <p>政策を実現するためには、その立案や提言も必要となりますが、その際、多くの議員の賛同が得られることが必要となります。そのためには、一議員として行動するより、会派を結成して行動したり、協力して政策立案、政策提言等のための調査研究をする方がより効率的であり、ここにも会派結成の意義があります。</p> <p>第2項では、会派として、政策立案、政策提言等のために調査研究を行うことを定めました。</p>																											
<p>実施状況</p>	<p>■議長に会派結成届を提出することで会派と認められる。(2人以上)</p> <p>■会派構成(平成29年6月9日現在)</p> <table border="1" data-bbox="368 1211 1086 1503"> <thead> <tr> <th>会 派 名</th> <th>人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あしや真政会</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>公 明 党</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>日本共産党 芦屋市議会議員団</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>日本維新の会 芦屋市議会議員団</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>会派に属さない議員</td> <td>4人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に所属さない議員に交付</p> <p>■政策立案、政策提言等の調査研修のため、会派による視察や勉強会の実施</p> <p>■会派視察の状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1720 1166 1962"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件 数</th> <th>のべ人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td> <td>2件</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5件</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>4件</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2件</td> <td>14人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■政策提言の一環として、毎年度、会派による予算要望が行われている。</p>	会 派 名	人 数	あしや真政会	9人	公 明 党	3人	日本共産党 芦屋市議会議員団	3人	日本維新の会 芦屋市議会議員団	2人	会派に属さない議員	4人	年 度	件 数	のべ人数	平成26年度	2件	10人	平成27年度	5件	24人	平成28年度	4件	15人	平成29年度	2件	14人
会 派 名	人 数																											
あしや真政会	9人																											
公 明 党	3人																											
日本共産党 芦屋市議会議員団	3人																											
日本維新の会 芦屋市議会議員団	2人																											
会派に属さない議員	4人																											
年 度	件 数	のべ人数																										
平成26年度	2件	10人																										
平成27年度	5件	24人																										
平成28年度	4件	15人																										
平成29年度	2件	14人																										

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会で合議していくため、実務上必要なものとして会派は機能しており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に規定のない会派を本市議会として「結成できる」と認めているもので、単なるグループではなく、第2項の目的をもって結成されており、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 06-1-1 所属議員2人以上で会派として認めているにもかかわらず、2人会派では議会運営委員会に委員を選出できず、オブザーバーに留まっている。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 06-1-1 議会運営委員会委員の会派割り当てについて見直しを検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第7条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号）及び芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（平成元年芦屋市議会決議）を遵守し、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければならない。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、高い倫理意識を持って議員としての職務を果たすことを定めています。</p> <p>【解説】 議員には、その職権や影響力から、高い倫理の保持が求められています。 そのため、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するための倫理規準を定めた「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」や清潔でお金のかからない政治を実現し、市民の負託に応えるために決議された「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を遵守することを定めています。 なお、議員は就任後、「芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例」に基づき、同条例の遵守と常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約しています。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の遵守と常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うことを、改選後の任期初めに誓約している。 <p>■芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議（平成元年6月）による自粛励行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、団体からの寄附（献金）及び未公開株譲渡 ・公職名の肩書きを印刷明記した年賀状・暑中見舞状等、単なる慣例的なあいさつ状 ・議員名による名刺広告、協賛広告 ・各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ ・自治会等の行事、学校園の入学・卒業・運動会等の行事並びに結婚式等に対する寄附 ・葬儀への香典、シキミ、供花 ・中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常の議員活動において、倫理条例や虚礼廃止等の決議を常に意識しており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文は「妥当」ではあるが、虚礼廃止等の決議が平成元年、倫理条例制定が平成13年と、ともに時間が経過していることから、これらの定期的な検証は必要である。

<p style="text-align: center;">課 題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 07-1-1 本市議会では政治倫理を問われる事例はないものの、他議会では問題ある事例が発生しているため、本市議会でも改めて認識を徹底する必要がある。</p> <p>問題 07-1-2 改選ごとに、全議員を対象とした講習会など、本条文（議員の政治倫理）の徹底を行う必要がある。</p> <p>問題 07-1-3 虚礼廃止等に関する決議は30年近く前であり、この間、改正されている公職選挙法との整理をする必要がある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 07-1-1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例並びに芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議の検証について検討する。</p>
--	---

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条文</p>	<p>第3章 市民と議会との関係</p> <p>(市民に対する情報の公開)</p> <p>第8条 議会は、本会議のほか、委員会を広く市民に公開するものとする。</p> <p>2 議会は、議会の広報誌、ホームページその他の広報媒体の活用により、市民への広報活動に積極的に取り組むものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、開かれた議会を目指して、市民への情報公開の手段を定めています。</p> <p>【解説】 より開かれた議会を目指して、地方自治法により公開することが規定されている本会議のほか、常任委員会、特別委員会や議会運営委員会についても原則公開することを定めています。</p> <p>公開に当たっては、議員自らが編集する「あしや市議会だより」のほか、市議会のホームページなど、様々な広報手段を用いて、市民が必要とする情報を積極的に公開するよう取り組みます。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会は原則公開 ■改正前の政務調査費にかかる条例施行時から政務活動費の収支報告書が閲覧可 (平成13年4月から) ■インターネット会議録検索システムを導入(平成16年6月から) ■本会議映像のインターネット配信を開始(平成20年12月から) ■議員個人の議案等に対する賛否を公開(平成24年3月から) ■一般質問・総括質問の質問項目を事前にホームページで公表(平成24年9月から) ■芦屋市議会政務活動費マニュアルの作成と公表(平成25年4月から) ■議会報告会を開始(平成25年11月から) ■政務活動費に関する書類をホームページ上で公開(平成28年8月から) <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書 ・金銭出納簿 ・領収書 ・視察報告書 ・要請・陳情報告書 ・活動報告書 ■市議会事務局 Facebook を開始(平成28年12月から) ■あしや市議会だよりのページ数を拡大(8ページから12ページへ) (平成29年5月から) ■委員会映像のインターネット配信を開始(平成29年12月から) ■市議会ホームページ構成の見直し(平成30年2月) ■あしやトライアングル(J:com 広報番組)での情報提供(随時)

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議のほか、常任委員会、特別委員会や議会運営委員会を公開している。 ・常に議会の情報公開に努めており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報媒体を限定することなく、ITの活用など、時代に即した媒体に見直すことができおり、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 08-1-1 現在の映像配信は議事録ができるまでとなっているが、過去分を掲載できないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 08-1-1 録画映像配信期間の延長について検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 08-2-1 ホームページの議員名簿に、議員が希望すればホームページ URL やメールアドレスを掲載してはどうか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 08-2-1 ホームページの議員名簿の掲載内容の見直しについて検討する。</p> <p>→ 代表者会議で、希望する場合は掲載することを確認（平成30年5月）</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(市民意見の把握と反映)</p> <p>第9条 議会は、請願の審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、願意の的確な把握に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、公聴会制度、参考人制度、意見公募手続（パブリックコメント）等を活用して、専門的識見や市民意見を議会活動に反映させるよう努めるものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、市民の意見をどのように把握し、議会活動に反映させるかについて定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>市民の意見の把握方法及びその議会活動への反映の方法として、第1項では、請願を市民からの政策提案と受け止め、その審議・審査に当たっては、請願者の口頭による意見陳述等により、市民意見の的確な把握に努めることを定めています。</p> <p>第2項では、議会は、市民や学識経験者などの多様な意見を議会活動へ反映させるよう努めます。その手段として、地方自治法上の制度である公聴会制度や参考人制度のほか、必要に応じてパブリックコメントなどを行うことを決めました。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■請願審査では、請願者が希望すれば、審査の冒頭で5分程度の意見陳述を行える。 ■参考人制度を活用（平成27年1月28日） <ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会で議員定数削減を審査 ・5人の参考人が出席し、1人の参考人は意見書を提出 ■パブリックコメントを実施（平成26年7月10日～8月11日） <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）について市民意見を募集 ・8人57件のご意見をいただき、そのうち4件を反映 ■議会報告会の中で、班ごとにテーマを決めて市民と意見交換会を実施（平成29年度）
<p>有効性の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 一致せず <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項については、「有効である」ことで一致したが、 第2項については、「有効」と「有効とするにはやや不十分」の両論あり。 <p>【「有効である」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願の審議・審査に際して、請願者の願意を的確に把握する規定は、請願制度の趣旨に沿ったものであり、本条文は有効である。 <p>【「有効とするにはやや不十分」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月の第1回臨時会において、参考人制度が活用できなかったことに課題を残しており、十分に生かされているとは言えない。

<p>妥 当 性 の 評 価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 一致せず</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項については、「妥当である」ことで一致したが、第1項については、「妥当」と「妥当とするにはやや不十分」の両論あり。 <p>【「妥当」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願と陳情は位置づけが違うものなので、市民意見はできるだけ請願として出してもらう方がよく、その違いを明確にする必要がある。 ・社会情勢などと照らして十分ではあるが、その妥当性をさらに強化していく必要はある。 <p>【「妥当とするにはやや不十分」とする意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願についてのみの記載となっており、陳情に触れられていないので十分であるとは言い切れない。
<p>課 題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 09-1-1 請願者は口頭陳述ができるものの、終了後は後方席へ移動して発言ができないため、紹介議員がその願意を汲み取って対応しているが、本条文のよりの確な運用のためには見直しが必要ではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 09-1-1 口頭陳述終了後に請願者へ直接願意を確認する仕組みについて検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 09-2-1 陳情者によっては知っている議員がいないため、請願を諦めて陳情に留まっている場合もあるのではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 09-2-1 陳情者が紹介議員を得やすい仕組みを検討する。</p> <p>方策 09-2-2 例えば口頭陳述など、陳情者の願意を確認できる仕組みについて検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 09-3-1 地方自治法に基づく公聴会制度、参考人制度を活用する機会がほとんどなく、これらの制度を活用していく必要がある。</p> <p>問題 09-3-2 所管事務調査の充実・強化として、施政方針に掲載されている計画策定スケジュールを参考に、学識経験者の話を聴くなどの活用であれば時間的な余裕がある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 09-3-1 委員会を活性化するために、例えば学識経験者や関係団体等からの意見聴取など、議案審査や所管事務調査の充実・強化について検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議会報告会) 第10条 議会は、議会報告会を開催し、議会としての説明責任を果たすとともに、市民との意見交換に努めるものとする。</p>																					
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、市民への説明責任を果たすため、その方法のひとつとして議会報告会を開催し、議会の状況を報告し、また、市民から直接意見を聴く機会を設けることを定めています。</p> <p>【解説】 議会報告会は、市民に開かれた議会を目指し、直接市民に対して、議会における議論の内容や審議結果を報告・説明するほか、市民から直接意見を聴くことができる有益な場と位置付け、開催します。</p> <p>議会報告会の開催により、市民へのより積極的な情報提供と市民への説明責任を果たすとともに、市民の議会活動に対する意見や市政に対する提言などを聴き、議会が行う政策立案や政策提言の参考とします。</p>																					
<p>実施状況</p>	<p>■平成25年度から議会報告会を開催</p> <table border="1" data-bbox="368 925 1390 1675"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>内 容</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年11月</td> <td>・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成24年度決算内容</td> <td>41人</td> </tr> <tr> <td>平成26年 7月</td> <td>・議会基本条例（案）の説明等</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>平成26年11月</td> <td>・議会基本条例 ・平成25年度決算内容</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>平成27年11月</td> <td>・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成26年度決算内容</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月</td> <td>・議会改革の取組 ・平成27年度決算内容 ・第3回定例会の決算以外の審議内容</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月</td> <td>・議会改革の取組 ・平成28年度決算審査の内容 ・意見交換（班ごとにテーマ設定）</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■平成28年度実施後に議会報告会検討会議を設置してこれまでの検証と29年度にむけた下記の新規取組を検討（平成28年12月～平成29年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換時間の設定 ・常任委員会で班を構成 ・議会報告会準備会で早期準備開始 ・執行機関の説明とは一味違う、事業・施策実現までの議会のかかわりや役割がわかるストーリー的な説明 	実施時期	内 容	参加者数	平成25年11月	・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成24年度決算内容	41人	平成26年 7月	・議会基本条例（案）の説明等	10人	平成26年11月	・議会基本条例 ・平成25年度決算内容	23人	平成27年11月	・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成26年度決算内容	24人	平成28年11月	・議会改革の取組 ・平成27年度決算内容 ・第3回定例会の決算以外の審議内容	37人	平成29年11月	・議会改革の取組 ・平成28年度決算審査の内容 ・意見交換（班ごとにテーマ設定）	45人
実施時期	内 容	参加者数																				
平成25年11月	・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成24年度決算内容	41人																				
平成26年 7月	・議会基本条例（案）の説明等	10人																				
平成26年11月	・議会基本条例 ・平成25年度決算内容	23人																				
平成27年11月	・議会のあらまし ・議会改革の取組 ・平成26年度決算内容	24人																				
平成28年11月	・議会改革の取組 ・平成27年度決算内容 ・第3回定例会の決算以外の審議内容	37人																				
平成29年11月	・議会改革の取組 ・平成28年度決算審査の内容 ・意見交換（班ごとにテーマ設定）	45人																				

	<p>■平成29年度実施前に議会報告会準備会を設置して実施に向けた準備と次年度への申し送り事項の検討（平成29年7月～12月）</p> <p>■議会報告会の中で、班ごとにテーマを決めて市民と意見交換会を実施（平成29年度）</p>
有効性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催について、参加者から概ね好評価をいただいている。 ・市民に議会を理解してもらうための一定の役割を果たしており、本条文は有効である。
妥当性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は議会報告会の中で意見交換会を行ったことによって参加者が増加し、アンケート結果も好評であることから、市民から求められるものとして本条文は妥当である。
今後の方向性	<p>【決定している事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度議会報告会準備会から次年度への申し送り事項の検討を含め、早期に30年度議会報告会について準備を開始する。

<p>条 文</p>	<p style="text-align: center;">第4章 議会と市長等との関係</p> <p>（緊張関係の保持）</p> <p>第11条 議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行い、民主的な市政の発展に取り組むものとする。</p>																										
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議会と市長等が互いに緊張感を持ち、市議会の責務を果たすことについて定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>議会と市長は、相互に独立・対等の関係にあり、互いに協力・牽制し合って、その調和を保ちながら市民のために活動していますが、こういった関係は「車の両輪のようなもの」と例えられます。</p> <p>市長は、議案を市議会に提案し、市議会の決定をもとに仕事を進めます。一方、議会は、市長から提案があった議案を慎重に審議し、市政が進むべき方向を決定する役割を担っています。</p> <p>市議会は、市長の立場及び権能との違いを踏まえ、常に緊張感のある関係を保持しながら、事務の執行の監視及び評価を行い、民主的な市政の発展のために取り組みます。</p> <p>なお、その他の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会などの行政委員会のほか、監査委員をいいます。もとより、市長やこれらの委員会などの補助機関である職員は、執行機関を構成するものであり、緊張関係の保持は、これら職員との間でも必要といえます。</p>																										
<p>実施状況</p>	<p>■議案審査や所管事務調査、一般質問等を通じてその事務執行の監視や評価、政策提言等を行っている。</p> <p>■一般質問・総括質問の状況（第19期 平成30年3月まで）</p> <table border="1" data-bbox="368 1391 1240 2002"> <thead> <tr> <th>会 期</th> <th>質問者数と項目数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年第2回定例会</td> <td>19人53件</td> </tr> <tr> <td>平成27年第3回定例会</td> <td>19人47件</td> </tr> <tr> <td>平成27年第4回定例会</td> <td>19人43件</td> </tr> <tr> <td>平成28年第1回定例会</td> <td>5会派13件（総括質問）</td> </tr> <tr> <td>平成28年第2回定例会</td> <td>18人39件</td> </tr> <tr> <td>平成28年第3回定例会</td> <td>16人38件</td> </tr> <tr> <td>平成28年第4回定例会</td> <td>17人33件</td> </tr> <tr> <td>平成29年第1回定例会</td> <td>5会派15件（総括質問）</td> </tr> <tr> <td>平成29年第2回定例会</td> <td>18人48件</td> </tr> <tr> <td>平成29年第3回定例会</td> <td>18人42件</td> </tr> <tr> <td>平成29年第4回定例会</td> <td>17人43件</td> </tr> <tr> <td>平成30年第1回定例会</td> <td>4会派18件（総括質問）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■議案審議や審査では、必要に応じて修正を行ったり、附帯決議を行っている。</p>	会 期	質問者数と項目数	平成27年第2回定例会	19人53件	平成27年第3回定例会	19人47件	平成27年第4回定例会	19人43件	平成28年第1回定例会	5会派13件（総括質問）	平成28年第2回定例会	18人39件	平成28年第3回定例会	16人38件	平成28年第4回定例会	17人33件	平成29年第1回定例会	5会派15件（総括質問）	平成29年第2回定例会	18人48件	平成29年第3回定例会	18人42件	平成29年第4回定例会	17人43件	平成30年第1回定例会	4会派18件（総括質問）
会 期	質問者数と項目数																										
平成27年第2回定例会	19人53件																										
平成27年第3回定例会	19人47件																										
平成27年第4回定例会	19人43件																										
平成28年第1回定例会	5会派13件（総括質問）																										
平成28年第2回定例会	18人39件																										
平成28年第3回定例会	16人38件																										
平成28年第4回定例会	17人33件																										
平成29年第1回定例会	5会派15件（総括質問）																										
平成29年第2回定例会	18人48件																										
平成29年第3回定例会	18人42件																										
平成29年第4回定例会	17人43件																										
平成30年第1回定例会	4会派18件（総括質問）																										

	<p>■議案等審査状況（第19期 平成30年3月まで）</p> <table border="1" data-bbox="368 215 1377 405"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>市長提出議案数</th> <th>修正可決（内数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>104件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>75件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>88件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table> <p>■修正案提出状況（第19期 平成30年3月まで）</p> <table border="1" data-bbox="368 465 1377 674"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>本会議</th> <th>委員会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>2件（可決2件）</td> <td>2件（可決1件，否決1件）</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0件</td> <td>1件（否決1件）</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>0件</td> <td>1件（否決1件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>■附帯決議（平成20年以降の委員会における附帯決議）</p> <table border="1" data-bbox="368 734 1377 1021"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年 9月</td> <td>市立芦屋病院を独立行政法人化する議案に対する意見（本会議で議案は否決）</td> </tr> <tr> <td>平成22年 3月</td> <td>文化基本条例を新規制定する議案に対する意見</td> </tr> <tr> <td>平成23年 3月</td> <td>新年度一般会計予算の議案に対する意見</td> </tr> <tr> <td>平成25年10月</td> <td>決算を認定する議案に対する意見</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	市長提出議案数	修正可決（内数）	平成27年度	104件	2件	平成28年度	75件	0件	平成29年度	88件	0件	年 度	本会議	委員会	平成27年度	2件（可決2件）	2件（可決1件，否決1件）	平成28年度	0件	1件（否決1件）	平成29年度	0件	1件（否決1件）	時 期	内 容	平成20年 9月	市立芦屋病院を独立行政法人化する議案に対する意見（本会議で議案は否決）	平成22年 3月	文化基本条例を新規制定する議案に対する意見	平成23年 3月	新年度一般会計予算の議案に対する意見	平成25年10月	決算を認定する議案に対する意見
年 度	市長提出議案数	修正可決（内数）																																	
平成27年度	104件	2件																																	
平成28年度	75件	0件																																	
平成29年度	88件	0件																																	
年 度	本会議	委員会																																	
平成27年度	2件（可決2件）	2件（可決1件，否決1件）																																	
平成28年度	0件	1件（否決1件）																																	
平成29年度	0件	1件（否決1件）																																	
時 期	内 容																																		
平成20年 9月	市立芦屋病院を独立行政法人化する議案に対する意見（本会議で議案は否決）																																		
平成22年 3月	文化基本条例を新規制定する議案に対する意見																																		
平成23年 3月	新年度一般会計予算の議案に対する意見																																		
平成25年10月	決算を認定する議案に対する意見																																		
有効性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の監視機能を改めて認識する規定となっており、本条文は有効である。 																																		
妥当性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な緊張関係を保持し、執行機関の事務執行の監視・評価することや、必要な政策立案や政策提言などを積極的に行うことは、民主的な市政の発展に寄与するものであり、本条文は妥当である。 																																		
課 題	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 11-1-1 他市の事例として、次年度予算に対する会派要望に文書で回答をもらっている議会もあるが、本市は口頭のみである。</p> <p>問題 11-1-2 会派からの予算要望やその反映内容をホームページで公開している市もある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 11-1-1 会派予算要望に対する文書回答や、それらのホームページ掲載などを行っている他市の状況等について調査・研究して検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 11-2-1 執行機関から施政方針の進捗状況などの途中経過の発信がない。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 11-2-1 施政方針の主な施策の進捗状況の把握などについて検討する。</p>																																		

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(政策等の形成過程の把握)</p> <p>第12条 議会は、市長等から提案される議案のほか、政策、施策、計画、事業等について、慎重な審議を図るため、その政策等の形成過程の把握に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、前項の政策等の形成過程の把握のため、市長等に対して必要な情報提供を求めることができる。</p>								
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議会は、議案等の審議に当たっては、必要な情報を市長等に求め、その情報をもとに、慎重な審議を行うことを定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>第1項では、議会は、市長から提案される議案はもとより、提案される政策等についても、その提案に至るまでの過程を明確にするとともに、論点を明らかにし、慎重な審議を図るため、政策等の背景や目的、効果、財源等の情報の把握に努めます。</p> <p>第2項では、議会は、第1項に規定する政策等の形成過程の把握のため、市長等に対し、必要な情報提供を求めることができることを定めています。</p>								
<p>実施状況</p>	<p>■議案審査の際はもとより、所管事務調査の際は、執行機関に対する質疑や資料の請求などを通じ、政策等の形成過程やその必要性、妥当性などについて判断している。</p> <p>■毎定例会最終日には、閉会中においても多数の所管事務を調査できるよう議決し、当該議決に従って、閉会中に所管事務調査を行っている。</p> <p>■委員会等での資料請求件数</p> <table border="1" data-bbox="368 1155 1074 1357"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>7件</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	件 数	平成27年度	7件	平成28年度	11件	平成29年度	7件
年 度	件 数								
平成27年度	7件								
平成28年度	11件								
平成29年度	7件								
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長から提案される議案はもとより、提案される政策等についても、政策等の背景や目的、効果、財源等の情報を把握し、慎重な審議を図った上、判断するために有効な規定である。 								
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案や政策などについて、慎重な審議を図った上、適切に判断するためには、その提案に至るまでの過程を明確にするとともに、論点を明らかにし、また、必要に応じ情報の提供を求めることは必要であり、本条文は妥当である。 								

課 題	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 12-1-1 報告を受けるだけでなく、閉会中の継続調査事件を議会から積極的に要求するなど、議会として主体的に積極的に行政に求めていくことを確認する必要がある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 12-1-1 例えば、施政方針に掲載されている計画策定スケジュールを参考にして、委員会として政策形成過程を把握するための調査事件とするなど、議会として主体的に積極的に調査を行うことについて検討する。</p>
-----	---

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p style="text-align: center;">第5章 議会の運営</p> <p>(定例会の開催等)</p> <p>第13条 芦屋市議会の定例会は、その回数を年4回とする。</p> <p>2 議会（定例会及び臨時会）の会議の運営については、芦屋市議会会議規則（平成16年芦屋市議会規則第1号）の定めるところによる。</p>																																			
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、定例会の回数及び会議の運営について定めています。</p> <p>【解説】 地方自治法第102条第1項では、「議会は、定例会及び臨時会とする」と規定されており、このうち定例会は、同条第2項で「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」と規定されています。</p> <p>本条第1項では、この定例会の回数を年4回と定めています。申合せにより、その開催時期は、3月、6月、9月、12月と決まっています。</p> <p>また、地方自治法第120条では、「議会は、会議規則を設けなければならない」ことを規定しており、会議規則では、会議の運営方法を定めています。本条第2項では、定例会及び臨時会の運営については、この会議規則によることを定めています。</p>																																			
<p>実施状況</p>	<p>■定例会を、毎年3月、6月、9月、12月に開催している。</p> <p>■臨時会の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1122 1414 1462"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>回数</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年度</td> <td>1回</td> <td>定例会閉会後に提出された請願について、議員が臨時会の招集を請求</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>2回</td> <td>直接請求による</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1回</td> <td>次期定例会では間に合わないため急施を要する (直近の定例会で否決された指定管理者候補以外の指定)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1回</td> <td>直接請求による</td> </tr> </tbody> </table> <p>■閉会中の委員会調査の状況（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会）</p> <table border="1" data-bbox="368 1525 866 1720"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>委員会開催数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>13回</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>22回</td> </tr> </tbody> </table> <p>■急施を要した専決処分の状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1783 1414 1977"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件 数</th> <th>理 由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>6件</td> <td>議会を招集する時間的余裕がないため</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1件</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>2件</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	回数	理 由	平成11年度	1回	定例会閉会後に提出された請願について、議員が臨時会の招集を請求	平成18年度	2回	直接請求による	平成22年度	1回	次期定例会では間に合わないため急施を要する (直近の定例会で否決された指定管理者候補以外の指定)	平成29年度	1回	直接請求による	年 度	委員会開催数	平成27年度	13回	平成28年度	18回	平成29年度	22回	年 度	件 数	理 由	平成27年度	6件	議会を招集する時間的余裕がないため	平成28年度	1件	〃	平成29年度	2件	〃
年 度	回数	理 由																																		
平成11年度	1回	定例会閉会後に提出された請願について、議員が臨時会の招集を請求																																		
平成18年度	2回	直接請求による																																		
平成22年度	1回	次期定例会では間に合わないため急施を要する (直近の定例会で否決された指定管理者候補以外の指定)																																		
平成29年度	1回	直接請求による																																		
年 度	委員会開催数																																			
平成27年度	13回																																			
平成28年度	18回																																			
平成29年度	22回																																			
年 度	件 数	理 由																																		
平成27年度	6件	議会を招集する時間的余裕がないため																																		
平成28年度	1件	〃																																		
平成29年度	2件	〃																																		

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会を開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催している。 ・ 例えば12月1日に施行が必要な条例案を審議するために、12月議会を11月下旬から開催するなど、状況に応じて会期についても柔軟に対応している。 ・ 開会中は審議・審査に集中し、閉会中は、委員会や会派の行政視察、議員研修、議会報告会等を行うなど、開会中と閉会中でメリハリをつけた議会活動ができており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会中に閉会中の委員会における継続調査事件をしっかりと議決しており、それに則って閉会中も必要に応じて調査を行っている。 ・ 大規模災害時については、臨時会の開催検討時期を「芦屋市議会災害対策マニュアル」で定めており、議会としての意識付けができています。 ・ 通年議会など、定例会の回数や会期を見直している議会もあるが、これまでの年4回の定例会と実質的に変わらない運用となっている議会が多く、本市議会においても積極的に見直しが必要な状況ではない。 ・ 現在、閉会中であることを理由に執行機関が専決処分を乱発する状況ではなく、これまでの年4回の定例会で支障が出ておらず、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 13-1-1 現在の状況では、敢えて通年議会を開催する必要はないが、専決処分を乱発する市長が現れた場合など、今後の状況によっては検討する必要があるのではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 13-1-1 情勢に変化があった場合には、定例会の回数や会期の見直しについて検討する。</p> <p>→ 議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認（平成30年3月）</p>

<p>条 文</p>	<p>(議員の質問と反問権)</p> <p>第14条 議員が定例会で行う一般質問は、一問一答方式又は一括質問方式によるものとする。ただし、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問（総括質問）は、一括質問方式によるものとする。</p> <p>2 市長その他の説明員は、議員の質問に対し、議論を深めるために反問することができる。</p>																		
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、定例会における一般質問の方法と市長等の反問権について定めています。</p> <p>【解説】 議員は、定例会における本会議において市の行政事務全般について、議案等とは関係なく質問をすることができますが、会議規則では、一般質問と緊急質問をすることができますと定めています。本条は、このうち一般質問の方法等について定めています。</p> <p>議員が定例会で行う一般質問は、その内容の充実と活性化を目指すとともに、質問の趣旨や論点を明確にし、市民にわかりやすいやりとりになるように努めなければなりません。</p> <p>本条第1項では、議員は一般質問を、一問一答方式又は一括質問方式により質問することができるものと定めています。ただし、毎年3月に開催される定例会で、議員が市長の施政方針に対して会派を代表して行う一般質問（これを芦屋市議会では総括質問と呼んでいます。）は、一括質問方式により質問することを定めています。</p> <p>また、本条第2項では、議員の質問に対し、市長その他の説明員が、議員に対してその質問の趣旨を確認するためのほか、議論を深めるために反問することができることを定めています。なお、その他の説明員とは、副市長、教育長のほか部長級職員など本会議に出席している市長以外の職員をいいます。</p>																		
<p>実施状況</p>	<p>■3月議会で行われる総括質問を除く一般質問で、従来の一括質問方式に加え、一問一答方式を導入（平成24年6月から）</p> <p>■現在では、ほぼ全議員が一般質問では一問一答方式を選択</p> <p>■反問権行使の状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1536 1406 1877"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>件数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>9件</td> <td>単に質問内容を確認したもの、反問権行使が不明瞭だったもの3件を含む。</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>0件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	件数	備 考	平成24年度	9件	単に質問内容を確認したもの、反問権行使が不明瞭だったもの3件を含む。	平成26年度	5件		平成27年度	1件		平成28年度	0件		平成29年度	3件	
年 度	件数	備 考																	
平成24年度	9件	単に質問内容を確認したもの、反問権行使が不明瞭だったもの3件を含む。																	
平成26年度	5件																		
平成27年度	1件																		
平成28年度	0件																		
平成29年度	3件																		

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より良い施策を模索するためには、論点を明確にして議論を深めていくことが必要であり、一問一答方式や反問権の行使は有効な手法である。 ・一問一答方式の導入により、下記の効果が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> → 質問がしやすくなった。 → 答弁漏れが少なくなった。 → 傍聴者にとっても議論がわかりやすくなった。 → 一括質問方式に比べ、議論が深まりやすくなった。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一問一答方式や反問権の行使は、論点を明確にして議論を深めていく手法として妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 14-1-1 一問一答方式が定着しており、総括質問も一括質問方式に限定しておく必要はない。</p> <p>問題 14-1-2 一括質問方式よりも一問一答方式の方が傍聴者にもわかりやすい。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 14-1-1 総括質問にも選択方式を導入することについて検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 14-2-1 総括質問で一問一答方式を選択できても、会派代表者一人だけでは十分に質すことができない。</p> <p>問題 14-2-2 3月議会では会派代表者の総括質問のみのため、質問人数が限定されている。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 14-2-1 3月議会では、例えば現行の総括質問に加えて一般質問か関連質問を行うことや、文書質問制度などについて検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(傍聴者への配慮)</p> <p>第15条 議会は、市民が傍聴しやすい環境整備とわかりやすい議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会を傍聴する市民に対して議案書等の資料の提供又は貸与に努めるものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、傍聴する市民に対してわかりやすい議会運営に努めることについて定めたものです。</p> <p>【解説】</p> <p>芦屋市議会では、地方自治法で公開が定められている本会議のほか、委員会についても原則公開としています。</p> <p>第1項では、本会議や委員会の日程の事前周知や傍聴手続の簡素化のほか、専門用語や難解な表現をできるだけ使用しないことなどにより、傍聴する市民にわかりやすい議会運営に努めることを定めています。</p> <p>第2項では、傍聴する市民に対し、審議内容がよりわかりやすくなるよう、議案書等の資料の提供や貸与を行うことを定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■委員会傍聴者へレジュメを配布（平成14年2月から） ■委員会傍聴者へ議案書等の資料を貸与（平成24年6月から） （議案書及び議案説明資料を5部用意） ■議場の傍聴席階段に手摺を設置（平成28年6月から） ■議場に入れない乳幼児連れの傍聴者用に、モニターを設置した別室を用意（平成28年9月から） ■本会議傍聴者用の説明書に議員等の配席図を記載（平成29年6月から） ■本会議傍聴席に議会放送用モニターを設置（平成29年9月から） ・傍聴席では質問席で質問している議員の後ろ姿しか見えなかったが、正面から撮影した映像がモニターで見られるようになった。 ■これまでの本会議映像中継に加えて委員会映像のインターネット配信を開始するとともに、パソコンだけでなく、タブレットやスマートフォンでも視聴可能なシステムを導入（平成29年12月から） ■委員会インターネット中継開始に併せて、委員会室に入れない乳幼児連れの傍聴者用に、モニターを設置した別室を用意（平成29年12月から） ■本会議の一般質問において、質問者から事前に申請があれば、タブレットから資料をモニターに表示（平成29年12月から）

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議場などに入室できない乳幼児を連れの方のために、モニター設置の別室を用意して気兼ねなく傍聴していただく環境を整えている。 ・議場質問席の議員を正面から撮影した映像や一般質問の資料をモニター表示するなど、より傍聴しやすい環境整備のために、常に見直しを行っている。 ・ITを活用した環境整備など、時代の要請に応じた見直しを行っている。 ・議案書等の資料の提供や貸与については、申し合せでは5部用意することになっているが、多数の傍聴者が見込まれる場合には、本条文の趣旨に則って柔軟に対応しており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開かれた議会は時代の要請であり、市民が傍聴しやすい環境整備とわかりやすい議会運営は、開かれた議会として必要不可欠であることから、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 15-1-1 インターネット中継を視聴する時に、議案書等が参照できるとわかりやすい。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 15-1-1 例えばインターネット中継のページ上で議案書等へのリンク付けを行うことなどについて検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(委員会の運営)</p> <p>第16条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第1項に規定する委員会を適切に設置し、その機動性と専門性を活かすとともに、公平公正な運営により、市民の負託に応えるものとする。</p> <p>2 委員会の運営については、芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の定めるところによる。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、委員会運営の基本的事項を定めたものです。</p> <p>【解説】 地方自治法第109条では、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる旨規定されています。本市議会では「芦屋市議会委員会条例」で、常任委員会として、総務常任委員会、民生文教常任委員会、建設公営企業常任委員会の3委員会を置くほか、議会運営委員会を置き、必要がある場合は特別委員会を置くことができる旨などを規定しています。</p> <p>市の事務が複雑多岐にわたり、内容も専門的・技術的になってきているため、審議・調査を終始本会議で行うより、各委員会で分担して審査・調査した方が合理的・能率的であるところに委員会の役割があります。</p> <p>また、委員会は本会議と違い、調査等の必要が生じたときは、閉会中においても、議決を得た案件については機動的に開催することもできます。</p> <p>本条第1項は、これらの長所を活かした適切な委員会の設置を規定し、その機動性と専門性を活かした充実した審査を行うとともに、公平公正な運営により、市民の負託に応えることを定めています。</p> <p>第2項では、委員会の運営について、その詳細を「芦屋市議会委員会条例」によることを定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■芦屋市議会委員会条例で、下記の常任委員会設置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務常任委員会 7人 企画部，総務部，会計課，消防本部，選挙管理委員会，監査委員，公平委員会に関する事項及び他の委員会に属さない事項を所管 ・民生文教常任委員会 7人 市民生活部，福祉部，こども・健康部及び教育委員会に関する事項を所管 ・建設公営企業常任委員会 7人 都市建設部，市立芦屋病院及び上下水道部に関する事項を所管 <p>■芦屋市議会委員会条例で、議会運営委員会の委員の定数を8人以内と規定</p> <p>■新年度予算審査の際は、全議員で構成する予算特別委員会を設置 各常任委員会を単位とする3分科会で分担して審査</p> <p>■前年度決算審査の際には、各会派推薦委員で構成する決算特別委員会を設置</p>

	<p>■芦屋浜・南芦屋浜まちづくり調査特別委員会（定数6人）を設置 （平成27年9月から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜町1番住宅等大規模集約事業及び当該地を利用して行われる福祉施設建設事業に関すること。 ・芦屋浜・南芦屋浜におけるごみ処理問題に関すること。 ・南芦屋浜教育施設用地の活用に関すること。 ・芦屋浜・南芦屋浜の生活利便施設に関すること。
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3つの常任委員会を設置して所管を分担し、議案の審査や調査を行っている。 ・各常任委員会の所管に跨る横断的な調査対象については、市政の動きに合わせて特別委員会を設置するなど柔軟に対応している。 ・各委員会では、開会中だけでなく閉会中においても所管事務調査を行い、また、先進事例を調査するために行政視察を行うなど、機動的かつ専門的に活動しており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事務がますます複雑多岐にわたり、専門的かつ技術的になってきているため、各委員会で分担して審査・調査を行うことは合理的かつ能率的な手法であり、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>○決算審査体制について</p> <p>問題 16-1-1 当初予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置して分科会方式で審査しているが、決算については、会派選出の委員で構成する決算特別委員会で審査しており、予算と比較すると決算審査は体制上の制約がある。</p> <p>問題 16-1-2 会派選出の委員による決算特別委員会では、会派数が任期によって不確定なため、委員数が変動する。</p> <p>問題 16-1-3 決算の重みを考えると、平成29年度の決算特別委員会が常任委員会の委員数より少ない6人だったのはいかがなものか。</p> <p>問題 16-1-4 会派に属さない委員は決算審査に参加できない。</p> <p>問題 16-1-5 決算を重要視するなら、実態について疑問があることが大きな課題である。</p> <p>○補正予算審査体制について</p> <p>問題 16-1-6 予算、決算、補正予算が異なる審査体制となっており、政策的な一貫性を持った審査体制としては弱い。</p> <p>問題 16-1-7 一般会計の補正予算のみ総務常任委員会で一括審査している現状に違和感や疑問がある。</p> <p>問題 16-1-8 決算特別委員会を見直すか、予算決算常任委員会を設置してはどうか。</p>

【対応方策として出された意見】

方策 16-1-1 予算決算常任委員会を設置することについては条例改正などを伴うために意見が一致するまでに時間を要するが、例えば決算特別委員会は、議会運営委員会の協議によって見直すことができるので、合意が得られるところから試行することを検討する。

→ 議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認（平成30年3月）

【問題提起として出された意見】

問題 16-2-1 議員間討議を制度化してはどうか。

問題 16-2-2 いろいろな意見で討議を行った上でこのような結果になったと報告することが市民への説明責任と考える。

問題 16-2-3 全ての議案について議員間討議の必要はないが、合議の機関である議会としては市民から見てもわかりやすいよう、多様な意見が出た時に議員間討議の時間を持っておくべきである。

問題 16-2-4 制度化しなくても議員間討議は現在でも可能であるが、これまでの議会運営では議案審査の場合はそのタイミングがない。委員会で議員間討議を行うことを諮っても、全委員の合意がない中でそれを押してまで実施するのは実質的には難しい。議会として議員間討議を行うことについて共通認識を持っておく必要がある。

問題 16-2-5 市民の代議機関である議会は多様な意見があるのは当たり前で、その中で討議をしながら合意をつくっていくことが、本来、議会に求められている機能である。

【対応方策として出された意見】

方策 16-2-1 現在でも公開の場である委員会で議員間討議を行うことは可能であり、制度化の前に、例えば正副委員長会議で議員間討議の可能性を念頭に置きながら協議したり、委員間で意識合わせをするなど、まずは積極的に機会を捉えて実績を積み重ねることを検討する。

→ 議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認（平成30年3月）

【問題提起として出された意見】

問題 16-3-1 議会として執行機関への政策提言や政策立案をもっと積極的に行うべきである。

問題 16-3-2 委員会などで執行機関へ指摘や要望を行っているが、議員や会派としての要望に留まっている。

【対応方策として出された意見】

方策 16-3-1 委員会として、審査や調査の過程で出た意見や要望について、例えば議員間討議を行いながら、合意を得られた項目を委員会からの意見として執行機関へ提出することを検討する。

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>（議決事件の追加）</p> <p>第17条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(2) 姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。</p> <p>(3) 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びに当該基本構想を実現するために必要な施策及びその方向性を総合的かつ体系的に示す基本計画の策定又は改廃に関すること。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議会の議決すべき事件のうち、地方自治法等で規定された事件以外の芦屋市議会独自の議決事件を定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>議会の議決事件（議会の議決を必要とする事項のこと）については、地方自治法第96条第1項において、条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定など15項目が限定的に列挙されていますが、同条第2項では、条例でさらに議決事件を追加することができることが定められています。</p> <p>本条では、同項の規定により、3つの事項を本市独自の議決事件として定めています。</p> <p>(1) 第1号では、市民憲章及び芦屋庭園都市宣言などに代表される憲章及び都市宣言の制定又は改廃に関すること。</p> <p>(2) 第2号では、姉妹都市及び友好都市の提携又は解消に関すること。</p> <p>(3) 第3号では、芦屋市総合計画の基本構想及び同基本計画の策定又は改廃に関すること。</p> <p>これらの議決事項のうち、第1号及び第2号に規定されている事項は、平成17年に議員提出議案により、「議会の議決すべき事件を定める条例」で定められたものです。</p> <p>第3号のうち芦屋市総合計画の基本計画については、平成22年に議員提出議案により「議会の議決すべき事件を定める条例」に議決事項として追加されたものです。</p> <p>また、従来地方自治法で議会の議決事項とされていた総合計画の基本構想についても、平成23年に同法が改正され、議決要件がなくなりましたが、本市議会では議決事項として追加し、本基本条例策定の際に、「議会の議決すべき事件を定める条例」を廃止し、基本条例で規定することにしました。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■本条例制定後の議決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次芦屋市総合計画後期基本計画案を議決（平成27年第4回定例会）
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文に則って議決している。 ・執行機関も本条文を尊重して総合計画を議案として提出しており、本条文は有効なものとなっている。

<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> かつて地方自治法では、総合計画基本構想の策定が地方公共団体に義務付けられ、議決要件となっていたが、平成23年の法改正によってその条文が削除されたことに対応し、改めて本市議会で議決事件として定めたもので、情勢変化に対応した条文として妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 17-1-1 総合計画基本計画を議決事件として追加してから拡大されていない。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 17-1-1 議決事項の追加については、先進事例を調査して検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 17-2-1 契約や財産の取得・処分は一定額以上の金額でなければ議決を必要としないため、情報が掴めない。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 17-2-1 議決要件に満たない契約等のうち、一定の条件に該当するものについては、執行機関へ情報提供を要請することを検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 17-3-1 人身事故は専決処分報告まで途中経過がわからない。</p> <p>問題 17-3-2 人身事故などが報告された時に途中経過について質疑できるといいが、損害賠償は相手方との交渉もあるので、報告は慎重にならざるを得ないのではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 17-3-1 諸般報告に関する調査のあり方について検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>第6章 議会の体制・専門性</p> <p>（議会図書室の充実等）</p> <p>第18条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の整備充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会図書室は、議員のみならず、別に定めるところにより、誰もがこれを利用できるものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>議会図書室は、地方自治法第100条第19項の規定により設置が義務付けられており、本条では、その整備や利用対象について定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項で設置が義務付けられています。</p> <p>議会図書室は、議員の議案審査や市政に関する様々な調査研究をサポートするために設置されています。本市議会でも市政課題に関係する図書・資料を収集・整理していますが、本条では、その整備充実に努めることを定めています。</p> <p>また、地方自治法第100条第20項では、議会図書室を一般の利用に供することができる旨が規定されています。本条第2項では、議会図書室は、議員以外の方も利用ができることとし、その手続等については芦屋市議会図書室運営要綱において定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■毎年新刊本を購入 ■加除式図書は9種類、雑誌は17種類 ■加除式図書の購入種類を見直し（平成21年度、22年度） ■特に古い図書を廃棄（平成27年度） ■入口付近に新たに購入した新刊本紹介を掲示（平成29年度から） ■事務局職員が近隣議会図書室の視察を行い、資料の整理方法などを検討開始（平成29年8月） ■市民の利用は年1～2人
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究では、専門誌などは貴重な資料となっている。 ・多くの議員が議会図書室を利用しており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案審査や市政に関する様々な調査研究のためには、一定の方針をもって資料を充実させていくことは今後ますます必要となることから、本条文は妥当である。

課 題	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-1-1 現在の議会図書室に司書機能がないことをどのように補うかが課題である。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-1-1 他の図書館のレファレンス実績をデータベース化したサイトなどを、図書館設置パソコンで閲覧できるよう検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-2-1 議会図書室は、専門書と行政資料が中心となるが、歴史的な行政資料が乏しい。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-2-1 図書室の資料収集に関する指針を検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-3-1 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討してはどうか。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-3-1 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-4-1 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法についても見直しが必要ではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-4-1 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法について検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-5-1 図書室設置パソコンで、新聞社などの有料データベースを閲覧できるようにしてはどうか。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-5-1 図書室設置パソコンで閲覧できる有料データベース等の利用を検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-6-1 図書室設置パソコンのショーカットやお気に入りを整理・充実させてはどうか。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-6-1 図書室設置パソコンのショートカットやお気に入りの整理・拡充を検討する。</p>
	<p>【問題提起として出された意見】 問題 18-7-1 市民の利用がほとんどない。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 18-7-1 市議会だよりに議会図書室の案内を掲載することを検討する。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

条 文	<p style="text-align: center;">（議会事務局の体制整備）</p> <p>第19条 議会は、その政策立案、政策提言及び監視機能を補助させるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。</p>																																																					
逐条解説	<p>【趣旨】 本条は、議会事務局の体制整備や機能強化に努めることを定めています。</p> <p>【解説】 議会事務局は、地方自治法第138条及び芦屋市議会事務局条例に基づき設置されています。議会がその役割を果たすためには政策立案、政策提言及び監視機能を高めることが重要です。 本条では、それらを補助する役割を担う議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めることを定めています。</p>																																																					
実施状況	<p>■事務局体制：議会事務局職員8人（定数）＋臨時的任用職員3人（平成29年度） 会議録早期作成のため、平成29年度から議事調査課に臨時的任用職員1人を増員</p> <p>■外部研修受講・視察の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年 度</th> <th style="width: 65%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">平成27年度</td> <td>議会事務局職員のための基本実務</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>政務活動費のあり方と支出適正化のポイント</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>会議録作成講座（通信講座）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（共済・広報）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>栄典事務担当者研修会</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員のための地方議会運営の実務</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（議事）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>全国市議会事務局職員研修会</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（議会の運営について）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">平成28年度</td> <td>政務活動費の適正支出のチェックポイント</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>議会事務局職員の基本実務と議員折衝</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>もっと読まれる議会広報へ、広報スキルアップ講座</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>議会改革・機能強化のあり方と事務局の役割</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>政策立案・調査・法務機能向上への取り組み方</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>自治体事務事業改革の着眼点と議会・議員の役割</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>栄典事務担当者研修会</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（議事）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>例規改正方法・SNS関係視察（大津市議会）</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>議会だより関係視察（三田市議会）</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>全国市議会事務局職員研修会</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（政務活動費）</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成29年度</td> <td>政務活動費適正支出のチェックポイント</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>新任担当者のための法令実務基礎講座</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>		年 度	内 容	参加者数	平成27年度	議会事務局職員のための基本実務	1	政務活動費のあり方と支出適正化のポイント	1	会議録作成講座（通信講座）	1	事務局職員研修（共済・広報）	1	栄典事務担当者研修会	1	事務局職員のための地方議会運営の実務	1	事務局職員研修（議事）	1	全国市議会事務局職員研修会	1	事務局職員研修（議会の運営について）	1	平成28年度	政務活動費の適正支出のチェックポイント	1	議会事務局職員の基本実務と議員折衝	1	もっと読まれる議会広報へ、広報スキルアップ講座	1	議会改革・機能強化のあり方と事務局の役割	1	政策立案・調査・法務機能向上への取り組み方	1	自治体事務事業改革の着眼点と議会・議員の役割	1	栄典事務担当者研修会	2	事務局職員研修（議事）	1	例規改正方法・SNS関係視察（大津市議会）	2	議会だより関係視察（三田市議会）	2	全国市議会事務局職員研修会	1	事務局職員研修（政務活動費）	1	平成29年度	政務活動費適正支出のチェックポイント	1	新任担当者のための法令実務基礎講座	1
年 度	内 容	参加者数																																																				
平成27年度	議会事務局職員のための基本実務	1																																																				
	政務活動費のあり方と支出適正化のポイント	1																																																				
	会議録作成講座（通信講座）	1																																																				
	事務局職員研修（共済・広報）	1																																																				
	栄典事務担当者研修会	1																																																				
	事務局職員のための地方議会運営の実務	1																																																				
	事務局職員研修（議事）	1																																																				
	全国市議会事務局職員研修会	1																																																				
	事務局職員研修（議会の運営について）	1																																																				
平成28年度	政務活動費の適正支出のチェックポイント	1																																																				
	議会事務局職員の基本実務と議員折衝	1																																																				
	もっと読まれる議会広報へ、広報スキルアップ講座	1																																																				
	議会改革・機能強化のあり方と事務局の役割	1																																																				
	政策立案・調査・法務機能向上への取り組み方	1																																																				
	自治体事務事業改革の着眼点と議会・議員の役割	1																																																				
	栄典事務担当者研修会	2																																																				
	事務局職員研修（議事）	1																																																				
	例規改正方法・SNS関係視察（大津市議会）	2																																																				
	議会だより関係視察（三田市議会）	2																																																				
	全国市議会事務局職員研修会	1																																																				
事務局職員研修（政務活動費）	1																																																					
平成29年度	政務活動費適正支出のチェックポイント	1																																																				
	新任担当者のための法令実務基礎講座	1																																																				

	<table border="1"> <tr> <td>議会の役割と危機管理のあり方セミナー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方議員のための政策・条例立案のすすめ方</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（共済）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市町村議会事務局職員研修</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>地方議員のための防災対策セミナー</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>事務局職員研修（議事）</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>他議会の図書室視察（県議会、神戸市会）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>全国市議会事務局職員研修会</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>■内部勉強会の実施（随時）</p> <p>■事務局職員が遠方へ視察するための費用3人分を予算化（平成29年度から）</p>	議会の役割と危機管理のあり方セミナー	1	地方議員のための政策・条例立案のすすめ方	1	事務局職員研修（共済）	1	市町村議会事務局職員研修	1	地方議員のための防災対策セミナー	1	事務局職員研修（議事）	1	他議会の図書室視察（県議会、神戸市会）	2	全国市議会事務局職員研修会	1
議会の役割と危機管理のあり方セミナー	1																
地方議員のための政策・条例立案のすすめ方	1																
事務局職員研修（共済）	1																
市町村議会事務局職員研修	1																
地方議員のための防災対策セミナー	1																
事務局職員研修（議事）	1																
他議会の図書室視察（県議会、神戸市会）	2																
全国市議会事務局職員研修会	1																
有効性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法制部門経験者を配属するなど、本条文の趣旨に則った職員配置が行われており、本条文は有効である。 																
妥当性の評価	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会の役割として、近年では、市政の監視機能だけでなく、政策提言や政策立案機能が求められており、それを補助する議会事務局の調査及び法務機能の充実強化は今後ますます必要となってくることから、本条文は妥当である。 																
課題	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 19-1-1 調査機能を充実させるためには、議会事務局の職員数を増やせるといい。</p> <p>問題 19-1-2 芦屋市職員定数条例に「議会の事務局の職員」が含まれており、実態としては市職員全体の中で人員が配置されている。</p> <p>問題 19-1-3 独立した議会事務局職員定数条例を定めても、執行機関との合意がなければ定数どおりの人員配置にはならず、また、本市規模では独自の職員採用も困難である。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 19-1-1 事務局職員の体制強化を念頭に置きながら、まずは職員の研修を充実・強化して人材を育成する。</p>																

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議員研修の充実強化) 第20条 議会は、議員の政策立案、政策提言等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。</p>																						
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議員の情報・知識の取得及び能力の向上のため、議員研修を行うことを定めています。</p> <p>【解説】 議案の審査、政策立案、政策提言などに関する能力の向上のため、議員は普段から必要な研修、調査研究などに取り組みますが、議会としても議員研修の充実・強化を図り、議員の能力向上に資することを定めています。</p>																						
<p>実施状況</p>	<p>■条例制定以降、閉会中に議員研修会を年4回実施</p> <p>■実施状況（平成27年6月任期開始から）</p> <table border="1" data-bbox="368 797 1418 1688"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 8月19日</td> <td>民主主義社会を支える地方議員の役割 (龍谷大学名誉教授・元逗子市長 富野暉一郎氏)</td> </tr> <tr> <td>平成27年10月14日</td> <td>芦有道路災害復旧場所及び民間避難所施設 (シスメックス株) 視察</td> </tr> <tr> <td>平成28年 2月 1日</td> <td>議会基本条例の見直しと議会改革の方向性について (同志社大学教授 新川達郎氏)</td> </tr> <tr> <td>平成28年 5月17日</td> <td>芦屋ベイコート倶楽部ホテル&スパリゾート (芦屋市海洋町) 建設現場視察</td> </tr> <tr> <td>平成28年 8月31日</td> <td>質問力を高める・議会力に活かす (龍谷大学教授 土山希美枝氏)</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月22日</td> <td>おおさかATCグリーンエコプラザ視察</td> </tr> <tr> <td>平成29年 2月10日</td> <td>基本的な手話の講習(障害福祉課職員)</td> </tr> <tr> <td>平成29年 4月25日</td> <td>豊中市伊丹市クリーンランド視察</td> </tr> <tr> <td>平成29年 8月29日</td> <td>地方公共団体間の広域連携について ごみ処理広域化に係る先進事例・課題について (総務省自治行政局市町村課長補佐・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長補佐)</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月21日</td> <td>神鋼神戸発電所視察</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成29年度は、1月から2月の閉会中に直接請求による臨時議会が予想されたため日程調整できず、年3回の実施となっている。</p>	実施時期	内 容	平成27年 8月19日	民主主義社会を支える地方議員の役割 (龍谷大学名誉教授・元逗子市長 富野暉一郎氏)	平成27年10月14日	芦有道路災害復旧場所及び民間避難所施設 (シスメックス株) 視察	平成28年 2月 1日	議会基本条例の見直しと議会改革の方向性について (同志社大学教授 新川達郎氏)	平成28年 5月17日	芦屋ベイコート倶楽部ホテル&スパリゾート (芦屋市海洋町) 建設現場視察	平成28年 8月31日	質問力を高める・議会力に活かす (龍谷大学教授 土山希美枝氏)	平成28年11月22日	おおさかATCグリーンエコプラザ視察	平成29年 2月10日	基本的な手話の講習(障害福祉課職員)	平成29年 4月25日	豊中市伊丹市クリーンランド視察	平成29年 8月29日	地方公共団体間の広域連携について ごみ処理広域化に係る先進事例・課題について (総務省自治行政局市町村課長補佐・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長補佐)	平成29年11月21日	神鋼神戸発電所視察
実施時期	内 容																						
平成27年 8月19日	民主主義社会を支える地方議員の役割 (龍谷大学名誉教授・元逗子市長 富野暉一郎氏)																						
平成27年10月14日	芦有道路災害復旧場所及び民間避難所施設 (シスメックス株) 視察																						
平成28年 2月 1日	議会基本条例の見直しと議会改革の方向性について (同志社大学教授 新川達郎氏)																						
平成28年 5月17日	芦屋ベイコート倶楽部ホテル&スパリゾート (芦屋市海洋町) 建設現場視察																						
平成28年 8月31日	質問力を高める・議会力に活かす (龍谷大学教授 土山希美枝氏)																						
平成28年11月22日	おおさかATCグリーンエコプラザ視察																						
平成29年 2月10日	基本的な手話の講習(障害福祉課職員)																						
平成29年 4月25日	豊中市伊丹市クリーンランド視察																						
平成29年 8月29日	地方公共団体間の広域連携について ごみ処理広域化に係る先進事例・課題について (総務省自治行政局市町村課長補佐・環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課課長補佐)																						
平成29年11月21日	神鋼神戸発電所視察																						
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】 ・議員研修として座学と施設視察を合わせて年4回行っており、本条文は有効である。</p>																						

<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員個人でも能力向上を図ることは必要だが、議会研修とすることで、個人では難しい施設の視察や学識経験者等を招くことが可能となり、本市の行政課題についてタイムリーな専門的知見を得られるため、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 20-1-1 議員研修の様子は Facebook には掲載されているが、ホームページには掲載されていない。</p> <p>問題 20-1-2 Facebook とホームページは掲載内容の住み分けが必要ではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 20-1-1 議員研修など議会活動状況もホームページへ掲載することを検討する。</p> <p>→ 代表者会議で、議員研修会と委員会行政視察報告を掲載することを確認 (平成30年5月)</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(政務活動費の執行)</p> <p>第21条 会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年芦屋市条例第7号）に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。</p> <p>2 会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性を確保しなければならない。</p>																
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議員としての責務を十分に果たすため、政務活動費を有効に活用するとともに、政務活動費の使途の透明性の確保について定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及び芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、会派又は会派に所属しない議員に対して交付され、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員が行う、調査研究、研修、広報、広聴など様々な活動に用いられています。</p> <p>第1項では、議員の活動を市政に反映させるため、政務活動費を有効に活用し、調査研究等を積極的に行うことを定めています。</p> <p>第2項では、政務活動費の使途については、関係法令を遵守し、さらには、芦屋市議会政務活動費マニュアルの基準に従い、公正性、透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たしていくことを定めています。</p>																
<p>実施状況</p>	<p>■条例施行時から事務局窓口で収支報告書を公開（平成13年4月から）</p> <p>■芦屋市議会政務活動費マニュアルの作成と公開（平成25年4月から）</p> <p>■政務活動費に関する書類をホームページ上で公開（平成28年8月から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支報告書 ・金銭出納簿 ・領収書 ・視察報告書 ・要請・陳情報告書 ・活動報告書 <p>■政務活動費の交付状況</p> <table border="1" data-bbox="368 1451 1422 1653"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>人 数</th> <th>精算後支給額</th> <th>返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度</td> <td>21人</td> <td>14,457,951円</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>21人</td> <td>15,443,214円</td> <td>12.5%</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>21人</td> <td>14,939,204円</td> <td>15.3%</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	人 数	精算後支給額	返還率	平成27年度	21人	14,457,951円	18.0%	平成28年度	21人	15,443,214円	12.5%	平成29年度	21人	14,939,204円	15.3%
年 度	人 数	精算後支給額	返還率														
平成27年度	21人	14,457,951円	18.0%														
平成28年度	21人	15,443,214円	12.5%														
平成29年度	21人	14,939,204円	15.3%														
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の福祉に寄与する政策提案のために適正に活用され、条文の趣旨に則って政務活動費マニュアルと領収書を含む政務活動費に関する書類をインターネットで公開しており、本条文は有効である。 																

<p>妥 当 性 の 評 価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥 当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事務がますます複雑多岐にわたり、専門的かつ技術的になってきているため、議員の政策立案や政策提案等の能力向上が求められており、議会の議員研修や議会図書室の充実強化だけで全てを補えるものではなく、必要な経費の一部として用途の透明性が確保された政務活動費を交付することは必要であり、本条文は妥当である。
<p>課 題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 21-1-1 政務活動費の後払い方式を検討してもいいのではないか。</p> <p>問題 21-1-2 後払い方式では事務局の負担が増えるのではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 21-1-1 政務活動費の後払い方式については、先進事例を調査して検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 21-2-1 政務活動費の用途基準については、社会情勢に適しているか常に見直す必要があるのではないか。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 21-2-1 政務活動費の用途基準を、例えば每期一定時期（1年目など）に見直すことを検討する。</p>
<p>今 後 の 方 向 性</p>	<p>【対応が必要な事項】</p> <p>対応 21-1-1 政務活動費に関する収支報告書や領収書をはじめとした議長への提出書類に関する公開方法を逐条解説に掲載する。</p> <p>→ 逐条解説を改訂予定（平成30年6月）</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(災害等への対応)</p> <p>第2条 議会は、災害等が発生したときは、災害対策及び災害復旧の迅速かつ円滑な遂行に資するため、必要に応じて全議員で構成する芦屋市議会災害対策本部を設置するものとする。</p> <p>2 芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定める。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、大規模災害発生時における議会の対応について定めています。</p> <p>【解説】 災害対策基本法は、災害が発生した場合など必要なときは、市長が災害対策本部を設置することができることと定め、市長を本部長として災害対応に当たることとしています。本条は、市議会としても、必要に応じて芦屋市議会災害対策本部を設置し、芦屋市災害対策本部と連携し、復旧・復興の迅速かつ円滑な遂行に資することを定めています。</p> <p>第1項では、大規模災害等が発生したときに、議長を本部長とする芦屋市議会災害対策本部を設置し、市の災害対策本部と連携の上、迅速かつ的確な対応をすることを定めています。</p> <p>第2項では、芦屋市議会災害対策本部の活動については、別に定めるとしています。なお、現在は芦屋市議会災害対策マニュアルによりその活動について定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■芦屋市議会災害対策本部の設置基準作成（平成25年5月）</p> <p>■市議会の初動体制及び活動内容マニュアル作成（平成25年5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況に応じて市内を複数のブロックに分割 ・各ブロックを担当する複数の本部員とブロック代表者を指名 ・ブロック代表者会議を定期的に開催し、各本部員から報告があった要望・意見等を整理して市の災害対策本部へ連絡 ・必要に応じて回答を要請 ・回答があった場合は、ブロックへ情報提供 ・市の災害対策本部への連絡は、原則、個々の議員から直接行わない。 <p>■執行機関の災害対策本部会議及び災害警戒本部会議に事務局長参加 会議結果を各議員へメール配信（平成28年8月から）</p>
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例施行後に市議会災害対策本部を設置する状況は発生していないが、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、現在の対策マニュアルの原型となったブロック担当制を整え、混乱を避けて速やかに対応することができたことから、既に有効性は実証されている。

<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害発生状況から、必要に応じて市議会として対策本部を設置することは必要であり、本条文は妥当である。
<p>課題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 22-1-1 1期目の議員は、任期開始時に災害対応マニュアルの説明を受けてはいるが、内容や仕組み※などが、日常的な意識として定着できていないのではないかと懸念されている。</p> <p>※市民の要望を議員が個別に市災害対策本部へつないでしまわないように、議会としてとりまとめることなど。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 22-1-1 災害対応マニュアルを文書共有システムに掲載する。 → 掲載済（平成29年11月）</p> <p>方策 22-1-2 任期開始時の災害対応マニュアル説明会に加え、少なくとも任期中に1回マニュアルを活用した訓練等を行うことを検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 22-2-1 他議会では災害時のICT活用事例がある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 22-2-1 災害時の議会ICT活用については、先進事例を調査して検討する。</p> <hr/> <p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 22-3-1 大規模災害時などにできるだけ専決処分とならないように、議会機能を早急に復旧させて議決権を守るために備えておく必要がある。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 22-3-1 先進事例を調査して、いわゆる議会BCP※の策定について検討する。</p> <p>※BCP=Business continuity planning（事業継続計画） ここでは、「議会機能継続計画」を想定しています。</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>第7章 議員定数及び議員報酬</p> <p>(議員定数)</p> <p>第23条 議員定数は、芦屋市議会議員定数条例（昭和33年芦屋市条例第8号）に定めるところによる。</p> <p>2 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民及び専門家の意見を聴取し、本市の実情に即して議会がその機能を十分に果たせる定数を検討するものとする。</p>												
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議員定数の考え方について定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>市議会議員の定数については、地方自治法第91条で、「条例で定める」と規定されていますが、本市議会の議員定数は、<u>芦屋市議会議員定数条例により定められています</u>。現在の本市議会の議員定数は21人です。</p> <p>第2項では、議員定数の改正の際の審査・審議に当たっては、市民及び専門家の意見を聴き、市政に関する現状や将来構想を踏まえて、議会の機能を十分に果たせる定数を検討することを定めています。</p> <p>なお、専門家とは、議会制度に関する学識経験者などが考えられます。</p>												
<p>実施状況</p>	<p>■議員定数の推移</p> <table border="1" data-bbox="368 1061 949 1357"> <thead> <tr> <th>選挙執行年</th> <th>定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和22年</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>昭和58年</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td>平成15年</td> <td>24人</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>21人</td> </tr> </tbody> </table> <p>■議員定数削減審査時に参考人制度を活用（平成27年1月28日）</p>	選挙執行年	定数	昭和22年	30人	昭和58年	28人	平成15年	24人	平成19年	22人	平成27年	21人
選挙執行年	定数												
昭和22年	30人												
昭和58年	28人												
平成15年	24人												
平成19年	22人												
平成27年	21人												
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例制定後に議員定数削減案を審査した際には、学識経験者1人からは文書による意見提出があり、また、市民参考人には委員会で意見を述べてもらっている。 ・この条文があることで、議員定数を議論する際には、議員間だけでなく、市民及び専門家の意見を聴くことを意識しており、本条文は有効である。 												
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の代表である議員定数を検討する際には、単に他議会との比較だけでなく、本市の現況や将来を見据えて議会の機能を十分果たせる定数であるかということは、議会の果たすべき役割を考えると必要な視点である。 												

	<p>・議員定数については、議員だけの検討では市民の理解は得られにくく、地方自治のあり方や他議会の状況を研究する専門家の意見、市民の意見など、多様な意見を聴取して議論することは必要であり、本条文は妥当*である。</p> <p>※これは本条文の検証であり、現在の議員定数を検証するものではありません。</p>
<p>今後の 方向性</p>	<p>【対応が必要な事項】</p> <p>対応 23-1-1 逐条解説前半の文脈（下線部分）が矛盾しているため、下記のとおり修正する。</p> <p>→ 逐条解説を改訂予定（平成30年6月）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「市議会議員の定数については、地方自治法第91条で、「条例で定める」と規定されていますが おり、本市議会の議員定数では、芦屋市議会議員定数条例により で定められています。現在の本市議会の議員定数は21人です。」</p> </div>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第24条 議員報酬は、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年芦屋市条例第12号）に定めるところによる。</p> <p>2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とし、芦屋市特別職報酬等審議会の意見のほか、市の財政状況、市民の生活実態等を考慮し、検討するものとする。</p>																								
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、議員報酬の考え方について定めています。</p> <p>【解説】 市議会議員の議員報酬については、地方自治法第203条で、「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定されていますが、本市議会では、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定められています。</p> <p>特別職の報酬等の額の決定については、昭和39年の自治事務次官通知「特別職の報酬等について」により、一層の公正を期すために特別職報酬等審議会を設置し、意見を聴くことが指導されていますが、第2項では、その意見のほか、議員報酬が市民の負託に応える議員活動の対価であることを基本とし、市の財政状況や市民の生活実態等を十分に考慮し、決定することを定めています。</p>																								
<p>実施状況</p>	<p>■議員報酬の改定の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員報酬の改定に際しては、市長が「芦屋市特別職報酬等審議会」へ諮問 ・答申を受け、その額をもって市長が議会に提案 ・「特別職報酬等審議会」は、市内の公共的団体の代表者、公募による市民及び学識経験者による計10人で構成 <p>■議員報酬の推移</p> <table border="1" data-bbox="331 1335 1422 1532"> <thead> <tr> <th>適用年月日</th> <th>議 員</th> <th>副議長</th> <th>議長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 4年4月 1日</td> <td>622,000円</td> <td>687,000円</td> <td>776,000円</td> </tr> <tr> <td>平成19年6月11日</td> <td>560,000円</td> <td>618,000円</td> <td>698,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年6月11日</td> <td>591,000円</td> <td>653,000円</td> <td>737,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■議員報酬の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革に協力する趣旨から、下記の期間は議員提案で額を削減 <table border="1" data-bbox="368 1639 1334 1836"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成11年1月1日～平成11年5月31日</td> <td>90/100</td> </tr> <tr> <td>平成14年7月1日～平成15年6月10日</td> <td>95/100</td> </tr> <tr> <td>平成17年6月1日～平成19年6月10日</td> <td>95/100</td> </tr> </tbody> </table>	適用年月日	議 員	副議長	議長	平成 4年4月 1日	622,000円	687,000円	776,000円	平成19年6月11日	560,000円	618,000円	698,000円	平成27年6月11日	591,000円	653,000円	737,000円	期 間	支給割合	平成11年1月1日～平成11年5月31日	90/100	平成14年7月1日～平成15年6月10日	95/100	平成17年6月1日～平成19年6月10日	95/100
適用年月日	議 員	副議長	議長																						
平成 4年4月 1日	622,000円	687,000円	776,000円																						
平成19年6月11日	560,000円	618,000円	698,000円																						
平成27年6月11日	591,000円	653,000円	737,000円																						
期 間	支給割合																								
平成11年1月1日～平成11年5月31日	90/100																								
平成14年7月1日～平成15年6月10日	95/100																								
平成17年6月1日～平成19年6月10日	95/100																								

<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職報酬等審議会への諮問は市長が行うものではあるが、重要な決定において外部意見を参考としており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この条文に、議員報酬を議論する際の視点が丁寧に書いてあることで、市民にもわかりやすいものとなっており、本条文は妥当*である。 <p>※これは本条文の検証であり、現在の議員報酬を検証するものではありません。</p>
<p>今後の方向性</p>	<p>【対応が必要な事項】</p> <p>対応 24-1-1 逐条解説前半の文脈（下線部分）が矛盾しているため、下記のとおり修正する。</p> <p>→ 逐条解説を改訂予定（平成30年6月）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「市議会議員の議員報酬については、地方自治法第203条で、「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定されていますがおり、本市議会では、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例によりで定められています。」</p> </div>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>第8章 補則</p> <p>（他の条例等との関係）</p> <p>第25条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例との整合性を図るものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、議会基本条例と他の条例等との関係について定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>本条では、本条例が市議会に関する基本的事項を定める条例であることから、議会に關係する他の条例等を制定し、又は改廃するときには、本条例の趣旨等を踏まえ、整合性を図ることを定めています。</p> <p>「条例等」とは、条例のほか、規則や要綱などの規程や申合せを含みます。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■本条例制定以降に該当する状況なし。</p>

■検証の対象外とする。（他の条例等との整合性を図ることをあらためて規定している条文のため）

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>(条例の理念の徹底) 第26条 議会は、議員にこの条例の理念などを徹底させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行うものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】 本条は、本条例の理念などを徹底するための研修について定めています。</p> <p>【解説】 本条例が市議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会や議員が活動する上で基本とすべきことを定めていることに鑑み、議員の任期開始後、速やかに、新人議員はもとより、全議員を対象にこの条例の理念などを理解・徹底させるための研修を行うことを定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■平成26年10月2日施行後、翌年4月の一般選挙によって選出された第19期議員の任期開始時に実施（平成27年6月）</p>
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】 ・議員の任期開始時に速やかに研修を行っており、本条文は有効である。</p>
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】 ・本条例について任期開始後速やかに確認することは、その時に議会として求められていることの確認であり、本条文は妥当である。</p>
<p>課 題</p>	<p>【問題提起として出された意見】 問題 26-1-1 1期目の議員は任期開始時に本条例の研修を受けてはいるが、その時はあまり実感がなく、具体的にイメージできることが多くなる任期半ばのステップアップ研修があるといい。</p> <p>問題 26-1-2 期数を重ねている議員でも再度確認していく必要がある。</p> <p>問題 26-1-3 今回の検証会議での議論が、他の議員にも反映できる仕組みがあればいい。</p> <p>【対応方策として出された意見】 方策 26-1-1 全議員が参加する検証の仕組みを検討する。 → 全体協議会で、全議員へ中間報告と意見照会を実施（平成30年4月）</p>

芦屋市議会基本条例 検証シート（平成30年4月現在）

<p>条 文</p>	<p>（検証及び見直し）</p> <p>第27条 議会は、市民の意見、社会情勢の変化等を考慮し、議会機能を充実強化する視点から、この条例の有効性及び妥当性について常に検証するとともに、少なくとも各任期中に1回は、その結果を市民に公表するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。</p>
<p>逐条解説</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、条例の検証と見直しについて定めています。</p> <p>【解説】</p> <p>第1項では、議会は、本条例制定後も議会のあり方について不断の検討を重ねるとともに、本条例の究極の目的である、議会が、市民福祉の向上と芦屋市の民主的な発展に寄与するという観点から、本条例の有効性や妥当性等について常に検証し、その結果を市民に公表することを定めています。</p> <p>第2項では、前項の規定による検証の結果、必要があれば、本条例の改正を行ったり、議会運営の方法を改めるなどの必要な措置を講ずることを定めています。</p>
<p>実施状況</p>	<p>■平成26年10月2日条例施行後、</p> <p>翌年6月任期開始の第19期議員による初めての検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市議会基本条例検証会議を設置（平成29年8月～平成30年5月） ・検証結果公表予定（平成30年6月ホームページ、8月あしや市議会だより）
<p>有効性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが十分生かされているか。 → 有効</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条文に基づき今回の検証を行っており、本条文は有効である。
<p>妥当性の評価</p>	<p>■基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分か。 → 妥当</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本条例に書かれていることが社会情勢などと照らして十分であるかの視点を持ちながら検証を行い、その結果を公表することは議会改革に資するものであり、本条文は妥当である。
<p>課 題</p>	<p>【問題提起として出された意見】</p> <p>問題 27-1-1 前文の趣旨は、議会は議決権の行使だけでなく、住民自治の代表として今後どのようにしていくのかという観点から主体的にアプローチを行って政策提案まで行うことも役割であるということが大きな理念となっている。常任委員会でも政策提言はできるので、常にそのような考え方を柱に持つ必要がある。</p> <p>問題 27-1-2 今回の検証では、逐条の検証だけでなく、全体を通しての検証を是非やってもらいたい。</p> <p>【対応方策として出された意見】</p> <p>方策 27-1-1 逐条の検証に加えて、基本条例の理念を視点とした検証を検討する。</p> <p>→ 検証会議で、検証作業の振り返りとしてまとめることを確認（平成30年5月）</p>

【問題提起として出された意見】

問題 27-2-1 今期で出た問題提起や課題を文書で整理して、来期へ引き継いでもらいたい。

【対応方策として出された意見】

方策 27-2-1 今期に問題提起された課題などを整理して来期へ引き継ぐことを検討する。

→ 検証会議で、答申書に記載することを確認（平成30年5月）

【参考資料1】課題一覧表・対応が必要な事項一覧表

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見	備考
1	第6条	問題 06-1-1 所属議員2人以上で会派として認めているにもかかわらず、2人会派では議会運営委員会に委員を選出できず、オブザーバーに留まっている。	方策 06-1-1 議会運営委員会委員の会派割り当てについて見直しを検討する。	
2	第7条	問題 07-1-1 本市議会では政治倫理を問われる事例はないものの、他議会では問題ある事例が発生しているため、本市議会でも改めて認識を徹底する必要がある。 問題 07-1-2 改選ごとに、全議員を対象とした講習会など、本条文（議員の政治倫理）の徹底を行う必要がある。 問題 07-1-3 虚礼廃止等に関する決議は30年近く前であり、この間、改正されている公職選挙法との整理をする必要がある。	方策 07-1-1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例並びに芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議の検証について検討する。	
3	第8条	問題 08-1-1 現在の映像配信は議事録ができるまでとなっているが、過去分を掲載できないか。	方策 08-1-1 録画映像配信期間の延長について検討する。	
4	第8条	問題 08-2-1 ホームページの議員名簿に、議員が希望すればホームページURLやメールアドレスを掲載してはどうか。	方策 08-2-1 ホームページの議員名簿の掲載内容の見直しについて検討する。	代表者会議で、希望する場合は掲載することを確認（平成30年5月）
5	第9条	問題 09-1-1 請願者は口頭陳述ができるものの、終了後は後方席へ移動して発言ができないため、紹介議員がその願意を汲み取って対応しているが、本条文のよりの確な運用のためには見直しが必要ではないか。	方策 09-1-1 口頭陳述終了後に請願者へ直接願意を確認する仕組みについて検討する。	
6	第9条	問題 09-2-1 陳情者によっては知っている議員がいないため、請願を諦めて陳情に留まっている場合もあるのではないか。	方策 09-2-1 陳情者が紹介議員を得やすい仕組みを検討する。 方策 09-2-2 例えば口頭陳述など、陳情者の願意を確認できる仕組みについて検討する。	
7	第9条	問題 09-3-1 地方自治法に基づく公聴会制度、参考人制度を活用する機会がほとんどなく、これらの制度を活用していく必要がある。 問題 09-3-2 所管事務調査の充実・強化として、施政方針に掲載されている計画策定スケジュールを参考に、学識経験者の話を聴くなどの活用であれば時間的な余裕がある。	方策 09-3-1 委員会を活性化するために、例えば学識経験者や関係団体等からの意見聴取など、議案審査や所管事務調査の充実・強化について検討する。	
8	第11条	問題 11-1-1 他市の事例として、次年度予算に対する会派要望に文書で回答をもらっている議会もあるが、本市は口頭のみである。 問題 11-1-2 会派からの予算要望やその反映内容をホームページで公開している市もある。	方策 11-1-1 会派予算要望に対する文書回答や、それらのホームページ掲載などを行っている他市の状況等について調査・研究して検討する。	

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見	備考
9	第 11 条	問題 11-2-1 執行機関から施政方針の進捗状況などの途中経過の発信がない。	方策 11-2-1 施政方針の主な施策の進捗状況の把握などについて検討する。	
10	第 12 条	問題 12-1-1 報告を受けるだけでなく、閉会中の継続調査事件を議会から積極的に要求するなど、議会として主体的に積極的に行政に求めていくことを確認する必要がある。	方策 12-1-1 例えば、施政方針に掲載されている計画策定スケジュールを参考にして、委員会として政策形成過程を把握するための調査事件とするなど、議会として主体的に積極的に調査を行うことについて検討する。	
11	第 13 条	問題 13-1-1 現在の状況では、敢えて通年議会を開催する必要はないが、専決処分を乱発する市長が現れた場合など、今後の状況によっては検討する必要があるのではないかと。	方策 13-1-1 情勢に変化があった場合には、定例会の回数や会期の見直しについて検討する。	議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認 (平成 30 年 3 月)
12	第 14 条	問題 14-1-1 一問一答方式が定着しており、総括質問も一括質問方式に限定しておく必要はない。 問題 14-1-2 一括質問方式よりも一問一答方式の方が傍聴者にもわかりやすい。	方策 14-1-1 総括質問にも選択方式を導入することについて検討する。	
13	第 14 条	問題 14-2-1 総括質問で一問一答方式を選択できても、会派代表者一人だけでは十分に質することができない。 問題 14-2-2 3 月議会は会派代表者の総括質問のみのため、質問人数が限定されている。	方策 14-2-1 3 月議会では、例えば現行の総括質問に加えて一般質問が関連質問を行うことや、文書質問制度などについて検討する。	
14	第 15 条	問題 15-1-1 インターネット中継を視聴する時に、議案書等が参照できるとわかりやすい。	方策 15-1-1 例えばインターネット中継のページ上で議案書等へのリンク付けを行うことなどについて検討する。	
15	第 16 条	○決算審査体制について----- 問題 16-1-1 当初予算については、全議員で構成する予算特別委員会を設置して分科会方式で審査しているが、決算については、会派選出の委員で構成する決算特別委員会で審査しており、予算と比較すると決算審査は体制上の制約がある。 問題 16-1-2 会派選出の委員による決算特別委員会では、会派数が任期によって不確定なため、委員数が変動する。 問題 16-1-3 決算の重みを考えると、平成 29 年度の決算特別委員会が常任委員会の委員数より少ない 6 人だったのはいかがなものか。 問題 16-1-4 会派に属さない委員は決算審査に参加できない。 問題 16-1-5 決算を重要視するならば、実態について疑問があることが大きな課題である。 ○補正予算審査体制について----- 問題 16-1-6 予算、決算、補正予算が異なる審査体制となっており、政策的な一貫性を持った審査体制としては弱い。	方策 16-1-1 予算決算常任委員会を設置することについては条例改正などを伴うために意見が一致するまでに時間を要するが、例えば決算特別委員会は、議会運営委員会の協議によって見直すことができるので、合意が得られるところから試行することを検討する。	議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認 (平成 30 年 3 月)

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見	備考
		<p>問題 16-1-7 一般会計の補正予算のみ総務常任委員会で一括審査している現状に違和感や疑問がある。</p> <p>問題 16-1-8 決算特別委員会を見直すか、予算決算常任委員会を設置してはどうか。</p>		
16	第 16 条	<p>問題 16-2-1 議員間討議を制度化してはどうか。</p> <p>問題 16-2-2 いろいろな意見で討議を行った上でこのような結果になったと報告することが市民への説明責任と考える。</p> <p>問題 16-2-3 全ての議案について議員間討議の必要はないが、合議の機関である議会としては市民から見てもわかりやすいよう、多様な意見が出た時に議員間討議の時間を持つておくべきである。</p> <p>問題 16-2-4 制度化しなくても議員間討議は現在でも可能であるが、これまでの議会運営では議案審査の場合はそのタイミングがない。委員会で議員間討議を行うことを諮っても、全委員の合意がない中でそれを押し進めて実施するのは実質的には難しい。議会として議員間討議を行うことについて共通認識を持つておく必要がある。</p> <p>問題 16-2-5 市民の代議機関である議会は多様な意見があるのは当たり前で、その中で討議をしながら合意をつくっていくことが、本来、議会に求められている機能である。</p>	<p>方策 16-2-1 現在でも公開の場である委員会で議員間討議を行うことは可能であり、制度化の前に、例えば正副委員長会議で議員間討議の可能性を念頭に置きながら協議したり、委員間で意識合わせをするなど、まずは積極的に機会を捉えて実績を積み重ねることを検討する。</p>	<p>議会運営委員会で、今後の課題とすることを確認 (平成 30 年 3 月)</p>
17	第 16 条	<p>問題 16-3-1 議会として執行機関への政策提言や政策立案をもっと積極的に行うべきである。</p> <p>問題 16-3-2 委員会などで執行機関へ指摘や要望を行っているが、議員や会派としての要望に留まっている。</p>	<p>方策 16-3-1 委員会として、審査や調査の過程で出た意見や要望について、例えば議員間討議を行いながら、合意を得られた項目を委員会からの意見として執行機関へ提出することを検討する。</p>	
18	第 17 条	<p>問題 17-1-1 総合計画基本計画を議決事件として追加してから拡大されていない。</p>	<p>方策 17-1-1 議決事項の追加については、先進事例を調査して検討する。</p>	
19	第 17 条	<p>問題 17-2-1 契約や財産の取得・処分は一定額以上の金額でなければ議決を必要としないため、情報が掴めない。</p>	<p>方策 17-2-1 議決要件に満たない契約等のうち、一定の条件に該当するものについては、執行機関へ情報提供を要請することを検討する。</p>	
20	第 17 条	<p>問題 17-3-1 人身事故は専決処分報告まで途中経過がわからない。</p> <p>問題 17-3-2 人身事故などが報告された時に途中経過について質疑できるといいが、損害賠償は相手方との交渉もあるので、報告は慎重にならざるを得ないのではないか。</p>	<p>方策 17-3-1 諸般報告に関する調査のあり方について検討する。</p>	
21	第 18 条	<p>問題 18-1-1 現在の議会図書室に司書機能がないことをどのように補うかが課題である。</p>	<p>方策 18-1-1 他の図書館のレファレンス実績をデータベース化したサイトなどを、図書館設置パソコンで閲覧できるよう検討する。</p>	

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見	備考
22	第 18 条	問題 18-2-1 議会図書室は、専門書と行政資料が中心となるが、歴史的な行政資料が乏しい。	方策 18-2-1 図書室の資料収集に関する指針を検討する。	
23	第 18 条	問題 18-3-1 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討してはどうか。	方策 18-3-1 社会情勢の変化に応じた調査研究に必要な資料の見直しを検討する。	
24	第 18 条	問題 18-4-1 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法についても見直しが必要ではないか。	方策 18-4-1 「探しやすさ」を視点とした資料の配架方法について検討する。	
25	第 18 条	問題 18-5-1 図書室設置パソコンで、新聞社などの有料データベースを閲覧できるようにしてはどうか。	方策 18-5-1 図書室設置パソコンで閲覧できる有料データベース等の利用を検討する。	
26	第 18 条	問題 18-6-1 図書室設置パソコンのショーカットやお気に入りの整理・充実させてはどうか。	方策 18-6-1 図書室設置パソコンのショートカットやお気に入りの整理・拡充を検討する。	
27	第 18 条	問題 18-7-1 市民の利用がほとんどない。	方策 18-7-1 市議会だよりに議会図書室の案内を掲載することを検討する。	
28	第 19 条	問題 19-1-1 調査機能を充実させるためには、議会事務局の職員数を増やせるといい。 問題 19-1-2 芦屋市職員定数条例に「議会の事務局の職員」が含まれており、実態としては市職員全体の中で人員が配置されている。 問題 19-1-3 独立した議会事務局職員定数条例を定めても、執行機関との合意がなければ定数どおりの人員配置にはならず、また、本市規模では独自の職員採用も困難である。	方策 19-1-1 事務局職員の体制強化を念頭に置きながら、まずは職員の研修を充実・強化して人材を育成する。	
29	第 20 条	問題 20-1-1 議員研修の様子は Facebook には掲載されているが、ホームページには掲載されていない。 問題 20-1-2 Facebook とホームページは掲載内容の住み分けが必要ではないか。	方策 20-1-1 議員研修など議会活動状況もホームページへ掲載することを検討する。	代表者会議で、議員研修会と委員会行政視察報告を掲載することを確認 (平成 30 年 5 月)
30	第 21 条	問題 21-1-1 政務活動費の後払い方式を検討してもいいのではないか。 問題 21-1-2 後払い方式では事務局の負担が増えるのではないか。	方策 21-1-1 政務活動費の後払い方式については、先進事例を調査して検討する。	
31	第 21 条	問題 21-2-1 政務活動費の使途基準については、社会情勢に適しているか常に見直す必要があるのではないか。	方策 21-2-1 政務活動費の使途基準を、例えば毎期一定時期（1 年目など）に見直すことを検討する。	
32	第 22 条	問題 22-1-1 1 期目の議員は、任期開始時に災害対応マニュアルの説明を受けてはいるが、内容や仕組み※などが、日常的な意識として定着できていないのではないか。 ※市民の要望を議員が個別に市災害対策本部へつないでしまわないように、議会としてとりまとめることなど。	方策 22-1-1 災害対応マニュアルを文書共有システムに掲載する。 方策 22-1-2 任期開始時の災害対応マニュアル説明会に加え、少なくとも任期中に 1 回マニュアルを活用した訓練等を行うことを検討する。	掲載済 (平成 29 年 11 月)

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見	備考
33	第 22 条	問題 22-2-1 他議会では災害時の ICT 活用事例がある。	方策 22-2-1 災害時の議会 ICT 活用については、先進事例を調査して検討する。	
34	第 22 条	問題 22-3-1 大規模災害時などにできるだけ専決処分とならないように、議会機能を早急に復旧させて議決権を守るために備えておく必要がある。	方策 22-3-1 先進事例を調査して、いわゆる議会 BCP※の策定について検討する。 ※BCP=Business continuity planning (事業継続計画) ここでは、「議会機能継続計画」を想定しています。	
35	第 26 条	問題 26-1-1 1 期目の議員は任期開始時に本条例の研修を受けてはいるが、その時はあまり実感がなく、具体的にイメージできることが多くなる任期半ばのステップアップ研修があるといい。 問題 26-1-2 期数を重ねている議員でも再度確認していく必要がある。 問題 26-1-3 今回の検証会議での議論が、他の議員にも反映できる仕組みがあればいい。	方策 26-1-1 全議員が参加する検証の仕組みを検討する。	全体協議会で、全議員へ中間報告と意見照会を実施 (平成 30 年 4 月)
36	第 27 条	問題 27-1-1 前文の趣旨は、議会は議決権の行使だけでなく、住民自治の代表として今後どのようにしていくのかという観点から主体的にアプローチを行って政策提案まで行うことも役割であるということが大きな理念となっている。常任委員会でも政策提言はできるので、常にそのような考え方を柱に持っていく必要がある。 問題 27-1-2 今回の検証では、逐条の検証だけでなく、全体を通しての検証を是非やってもらいたい。	方策 27-1-1 逐条の検証に加えて、基本条例の理念を視点とした検証を検討する。	検証会議で、検証作業の振り返りとしてまとめることを確認 (平成 30 年 5 月)
37	第 27 条	問題 27-2-1 今期で出た問題提起や課題を文書で整理して、来期へ引き継いでもらいたい。	方策 27-2-1 今期に問題提起された課題などを整理して来期へ引き継ぐことを検討する。	検証会議で、答申書に記載することを確認 (平成 30 年 5 月)

対応が必要な事項一覧表

該当条文	対応が必要な事項	備考
第 21 条	対応 21-1-1 政務活動費に関する収支報告書や領収書をはじめとした議長への提出書類に関する公開方法を逐条解説に掲載する。	逐条解説を改訂予定 (平成 30 年 6 月)
第 23 条	対応 23-1-1 逐条解説前半の文脈（下線部分）が矛盾しているため、下記のとおり修正する。 「市議会議員の定数については、地方自治法第 9 1 条で、「条例で定める」と規定されて います が おり 、本市議会の 議員定数 では、芦屋市議会議員定数条例 により で定め られて います。現在の本市議会の議員定数は 2 1 人です。」	逐条解説を改訂予定 (平成 30 年 6 月)
第 24 条	対応 24-1-1 逐条解説前半の文脈（下線部分）が矛盾しているため、下記のとおり修正する。 「市議会議員の議員報酬については、地方自治法第 2 0 3 条で、「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定されて います が おり 、本市議会では、芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 により で定め られて います。」	逐条解説を改訂予定 (平成 30 年 6 月)

【参考資料 2】 中間報告後に提出された意見整理表

照会項目 1 芦屋市議会基本条例 第 3 条(議員活動の原則)に基づき、あなた自身は議員としてどのような活動を心がけていますか？

※No.は、議席番号などではなく、任意の番号としている。

No.※	意見要旨	該当する第 3 条の各号
1	No.1-1 機会があれば、自分個人の考えについて説明できるように常に心がけている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.1-2 市民にとっても結論までの経過が良く見えることで、魅力的な議会になると思う。	(1) 合議機関/発言・議論
	No.1-3 議員としての能力を高めること、研鑽する意欲を維持すること、常に知識の更新を行うこと、街の変化に敏感であること、市民に議会を意識してもらうことに日々努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.1-4 かかわりのある地域や団体の活動のあり方が、芦屋市が目指すづくり、まちづくりに繋がるか否かの検証を常にしている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
2	No.2-1 市民相談や意見メールなどを中心に問題点の現状把握と関係法令等の調査、及び現地調査と市担当者との調整を行い、結果の報告と場合によっては議会で提案を行っている。	(1) 合議機関/発言・議論 (2) 自己研鑽/市民の代表
3	No.3-1 心がけていることは右顧左眈しない、一喜一憂しない、他者をリードしゆく大きな発想と大胆さを持ち、今の芦屋市民だけでなく 50 年先の芦屋市に暮らす市民のことを考え、物事を判断する事であり、その様な思いの上で市民と接している。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.3-2 懇談会、研修会、他市の議員との情報交換等々を行っている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
4	No.4-1 自治会や各種団体、ご近所付き合いなど、様々な機会を捉えて日常的に市民からのご意見やご要望を積極的に受けている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.4-2 市内の現場や現状の調査を行い、改善の必要を判断し、行政に要望し、課題の解決につなげている。	(1) 合議機関/発言・議論 (2) 自己研鑽/市民の代表
	No.4-3 国や県の政策も時代の変化に合わせて大幅に変更されることも多く、各種のセミナーなどを通じて、最新の政策、施策の学習に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.4-4 情報収集についてはネットのみならず、新聞記事などを活用している。	(2) 自己研鑽/市民の代表
5	No.5-1 平成 26 年に制定されたこの条例が、議会内部から真に市民の付託に答えるために特別委員会を設置し、研究・議論した結果で作りに上げられた経緯を踏まえ、議会内外にとらわれず議員個人で活動する際の指針としている。	(1) 合議機関/発言・議論 (2) 自己研鑽/市民の代表 (3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.5-2 特に第 3 条 3 項にある「一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の利益を図る立場で活動すること。」を特に意識して活動している。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
6	No.6-1 初当選時から毎定例会、一般質問の機会を捉えることで市民意見の反映と建設的な政策提案に努めている。	(1) 合議機関/発言/議論
	No.6-2 独善的な活動とならぬよう、地域行事に可能な限り協働、臨席することで市民目線の醸成に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.6-3 自分をご支持をいただいた有権者に「選んで良かった」と感じていただけることを常に意識する一方、市民からの不興を怖れず、ポピュリズムに流されることなく、政治的信念を貫くことへの拘りは強く持っている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
7	No.7-1 基本的な議員の役割は、市民の皆さん方が納められた税金が市民にとって有効に使われているかどうか、ムダはないのかチェックし、同時に市長を初め全職員が市民のためにきちっと仕事をしているのどうか監視することだと思っている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.7-2 初当選以来、定例会の開催ごとに市民の方から寄せられた要望や意見を施政に反映するように一般質問という形で取り上げ活動してきている。	(1) 合議機関/発言/議論
	No.7-3 議会の終了後は活動報告を配布している。	(2) 自己研鑽/市民の代表
8	No.8-1 市政全般について市民の意見を把握するために、積極的に地域のイベントや会合に出席することを心がけている。それは市民の活動の様子を知るだけでなく、市政に対する様々な声を聞く機会にもなる。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.8-2 多くの意見を聞き取るには限界があるため、昨年より市民相談室を設けている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.8-3 閉会中は、自己の能力を高めるためにできるだけ研修会に参加している。	(2) 自己研鑽/市民の代表

No.※	意見要旨	該当する第3条の各号
9	No.9-1 一般質問を一度も欠かさず実施している。委員会では調べれば分かる簡単な質問は控えているが、確認すべき点について積極的に質すよう心がけている。	(1) 合議機関/発言・議論
	No.9-2 研修や勉強会などに積極的に参加し、自己の研鑽に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.9-3 政策判断の際には、常に芦屋市全体の財政を考えた上で判断しており、特定の団体や特定の地域の利益のためだけでなく、将来世代への負担も考慮した判断に努めている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
10	No.10-1 市民の代表として政策判断を行うときは、可能な限り現場調査や説明会に出向き住民の声を拾っている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.10-2 近隣市議会議員と勉強会参加により情報共有を行うほか、女性施策や地方創生分野で、民間共同研究発表を実施している。	(2) 自己研鑽/市民の代表
11	No.11-1 30年度の予算である議会費他461億円と特別会計等375億円の用途について、日常生活における困り事などを解決し、人口減少と超高齢化社会に対応した安全安心の確保を最優先課題とし、住んでよかったと思えるまちの実現をめざしている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.11-2 議員は市民全体の奉仕者であるということを十分に自覚し、まちづくりのため力をそそいでいる。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
12	No.12-1 毎定例会での本会議質問はもとより、委員会等において自らの考え方を含め積極的な発言で議論の活性化を意識している。	(1) 合議機関/発言/議論
	No.12-2 日常的に市民要求の把握に努めるとともに、その妥当性を全市民的な視点で検討、実現する上での市政の課題を分析するために、会派の会議を毎週十分に時間をとって行い、政策化につなげている。	(2) 自己研鑽/市民の代表 (3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.12-3 自治体問題の研究団体に加入している他、可能な限り外部の研修会や研究会等に参加し、自己の能力向上に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
13	No.13-1 さまざまな課題や問題点の多くは現場にあることから、常に議員活動となる基本は、市民の意見や要望に耳を傾け、同時に専門的知見などを調査・考慮し、全体観に立った判断をすることだと考えている。	(2) 自己研鑽/市民の代表 (3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.13-2 定例会では毎回一般質問の機会を使い、多くの市民に共感されるさまざまな政策について提案なども行っている。	(1) 合議機関/発言/議論
	No.13-3 意見や考えが分かれるようなケースではなるべく合意形成できるように議論を重ねている。	(1) 合議機関/発言/議論
14	No.14-1 議員活動の原則に基づき、常に市民との接点を大切に多様な意見等に寄り添い、自らの立ち位置を確立出来るように研鑽を重ねることを心がけている。	(2) 自己研さん/市民の代表
	No.14-2 議会では市民福祉の増進と市政発展の観点から積極的に発言と討論にかかわれるように努力している。	(1) 合議機関/発言・議論 (3) 市民全体の公益性/公平公正
15	No.15-1 市民の皆さんに市政や国政を身近に感じていただきたいという思いから、定期的な街頭での報告を主に行っている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.15-2 議会ごとに報告会を開き、市民の方々からのご意見を伺う懇談を催したり、会派のニュースを発行し全戸に配るなど報告をしている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.15-3 不定期ではあるが個人の報告ピラも発行している。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.15-4 研修会や講習会にも参加し議会に活かせるよう学んでいる。	(2) 自己研鑽/市民の代表
16	No.16-1 選挙で公約に掲げた事項を実現できるよう、日ごろから地域住民や広く市民から寄せられる意見や要望などを聴き、議会活動に取り組んでいる。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.16-2 本会議や委員会では、質問や意見、要望を積極的に行うようにしている。	(1) 合議機関/発言・議論
	No.16-3 定例会毎に市政報告と懇談を行い、市民の意見聴取に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.16-4 市政に関する制度の理解を深めるために研修会に参加し、活動に活かせるようにしている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
17	No.17-1 市民の信頼に応え、市議会議員として選ばれた責務を果たし、常に開かれた議会とするために、議員として互いの言論を尊重し、その自由を保障することにより議会での議論を充実させ、議会活動をより活性化することを心がけている。	(1) 合議機関/発言・議論 (2) 自己研鑽/市民の代表

No.※	意見要旨	該当する第3条の各号
18	No.18-1 行政と議会は時に車の両輪としてとえられるが、市を一家の両親とすると、行政という片方の親がやりくりや家族計画を立て、その計画できちんとやりくりできているか、特定の家族ではなく家庭全体の利益になっているか、老若男女の声が反映されているのかを議会というもう片方の親が様々な角度からチェックし、ようやく財布の口が開くと考えている。	(3) 市民全体の公益性/公平公正
	No.18-2 議会を構成する議員は一家を良き方へ導くため、不断の研鑽に努めなければならない。	(2) 自己研鑽/市民の代表
19	No.19-1 情報の提供かつ見える活動を心がけており、具体的には「議員は普段何をしているのか？」という市民の素朴な疑問にこたえるため、議会の報告等をニュースにして配布活動を心がけるようにしている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
	No.19-2 自己研鑽を怠らないようにその時々ホットな話題を深めるようにしているが、行政の範疇は幅広く、全てを羅網しようとすると、広く浅くとなってしまいがちだという問題意識がある。	(2) 自己研鑽/市民の代表
20	No.20-1 芦屋市が安心、安全、快適な、まちづくりを進めていく上で目指している「市民の参画と協働」をしうる、自治会活動やコミスク活動など、まちづくりに欠かせない活動を実施している諸団体からヒヤリングをするだけでなく、実際に所属して活動に参加し、市民目線に立って感じ、見えてくる問題点を把握して、議員として担当所管課と協議して問題解決に努めている。	(2) 自己研鑽/市民の代表
21	No.21-1 芦屋市民の代表であるという自覚を常に持ち、品格のある議員として市民の生活の向上・福祉の増進に繋がるよう、日常の自己研鑽に努め、芦屋市民全体の公益性を図り、えこひいきなく公平公正な立場で判断して活動するようにしている。	(2) 自己研鑽/市民の代表 (3) 市民全体の公益性/公平公正

照会項目2 「芦屋市議会基本条例の検証に関する中間報告」について、ご意見があればお寄せください。

※No.は、議席番号などではなく、任意の番号としている。

No.※	意見要旨	該当条文/取扱い	取扱い理由・考え方
22	No.22-1 第4条（議長の役割）は議長の役割とされているが、副議長が議長の職務に当たっていた12月議会の運営においては、不規則発言への静止がなく質問者のマイクを切断するということがあり、必ずしも中立・公平な立場で職務がおこなわれたとは思えない。	第4条（議長の役割） /第4条の検証シートに 注釈を追記	① この2件の意見は、一般質問時に副議長が議長席に座っていた際に発生した事案（表下左☆を参照）に関する内容である。 ② 中間報告までの検証過程で、第4条の有効性の評価対象を「議長」に限定した経緯があることから、検証会議で協議の結果、第4条の有効性の評価には反映しないことで意見が一致した。
23	No.23-1 第4条2項について、昨年12月議会において、議長の職務を副議長が代った時に、不規則発言に対しては注意がなされず、一方、まとめるよう指示されて発言をまとめた議員に対してマイクのスイッチを切ったことは民主的運営とは言えない。	第4条（議長の役割） /第4条の検証シートに 注釈を追記	③ しかし、意見が出た経緯が、検証対象を中間報告書に明記していなかったことに起因するため、最終報告書では明記する。 ④ また、対象を明確にして検証する必要があることを、来期への申し送りとして検証会議で確認している。

☆ 平成29年（2017年）12月13日の本会議一般質問で、質問議員が、申合せで決まっている40分の持ち時間を過ぎても発言し、議長席の副議長から2度注意されたにもかかわらず発言を続け、マイクのスイッチを切られたことなどに抗議弁明したため、「議事妨害の禁止」に抵触し、議場の秩序を乱す行為であるとして3人の議員から懲罰動議が提出された。

☆ 詳細は、当日及び同年12月18日の会議録、並びに懲罰特別委員会記録を参照のこと。

（参考） 会議規則第56条で、議長は発言時間を制限することができることとされており、申合せでは、一般質問の発言時間は、答弁を除き1人40分以内としている。

（参考） 一般質問時において、議長が必要性を認めた場合は、副議長が議長職を務めると申し合わせており、午後からの休憩までを副議長が議長席に座ることがある。

【参考資料3】議会報告会参加者アンケート結果から（抜粋）

今回の検証では無作為抽出による市民アンケートは行っておりませんが、議会報告会の参加者アンケートに市議会に関する質問を設定しました。

検証期間中、平成29年（2017年）11月に開催した議会報告会に参加された市民45人のうち、41人の方から回答いただきましたので、その結果の抜粋を掲載しています。

なお、議会報告会へ参加された市民の方は、基本的には市政や市議会へ関心のある方と考えられますので、無作為抽出による市民アンケートを実施した場合とは結果が異なることも想定されます。

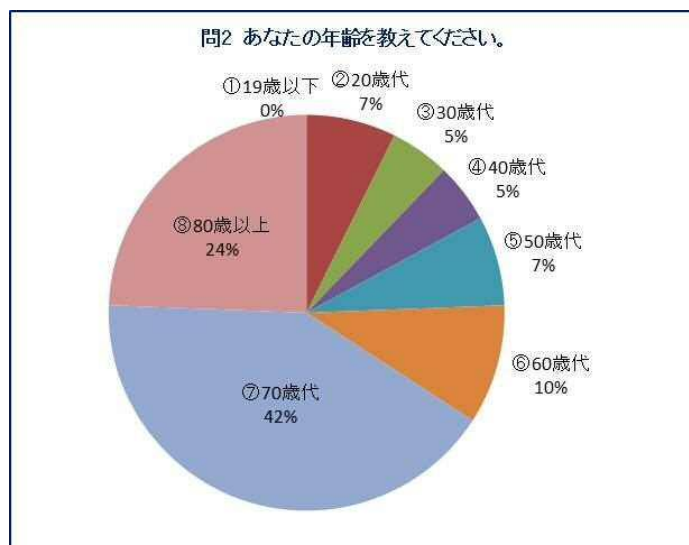
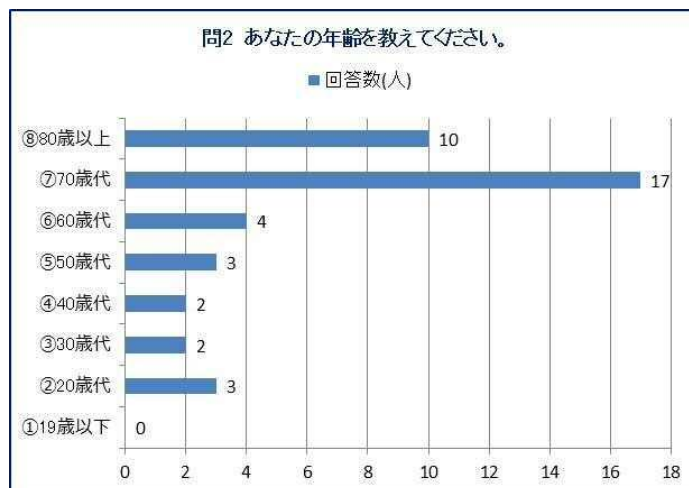
1 回答者の年齢構成

問2 あなたの年齢を教えてください。

※選択肢（数値）：回答人数

n=41

1. 19歳以下 (0)	2. 20歳代 (3)	3. 30歳代 (2)
4. 40歳代 (2)	5. 50歳代 (3)	6. 60歳代 (4)
7. 70歳代 (17)	8. 80歳以上 (10)	



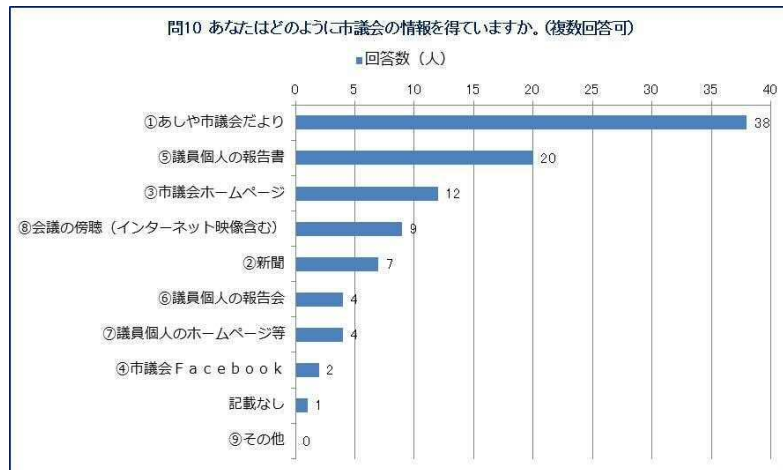
2 市議会に関する情報源

問10 あなたはどのように市議会の情報を得ていますか。(複数回答可)

※選択肢(数値): 回答人数

n=97

1. あしや市議会だより (38)	2. 新聞 (7)
3. 市議会ホームページ (12)	4. 市議会 Facebook (2)
5. 議員個人の報告書 (20)	6. 議員個人の報告会 (4)
7. 議員個人のホームページ等 (4)	8. 会議の傍聴(インターネット映像含む) (9)
9. その他 (0)	記載なし (1)



3 議会広報紙に関すること

問11 「あしや市議会だより」を年4回(2月、5月、8月、11月)発行して各戸へ配布しています。ご覧になったことはありますか。

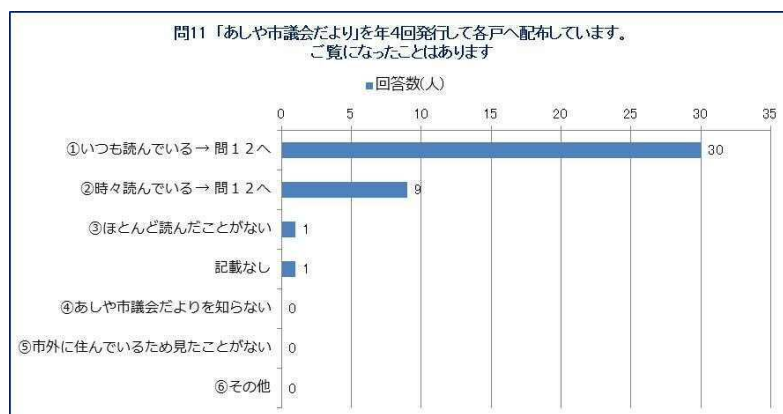
※選択肢(数値): 回答人数

n=41

1. いつも読んでいる (30)	2. 時々読んでいる (9)
3. ほとんど読んだことがない (1)	4. あしや市議会だよりを知らない (0)
5. 市外に住んでいるため見たことがない (0)	6. その他 (0)
記載なし (1)	

問12へお進みください。

次のページ(問13)へお進みください。



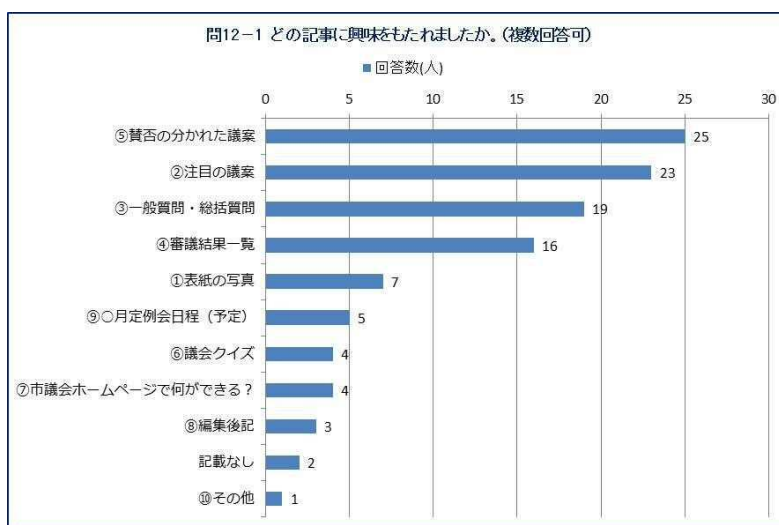
問12 問11で、「1. いつも読んでいる」または「2. 時々読んでいる」とお答えになった方にお尋ねします。

問12-1 どの記事に興味をもたれましたか。(複数回答可)

※選択肢(数値): 回答人数

n=109

1. 表紙の写真(7)	2. 注目の議案(23)
3. 一般質問・総括質問(19)	4. 審議結果一覧(16)
5. 賛否の分かれた議案(25)	6. 議会クイズ(4)
7. 市議会ホームページで何が出来る?(4)	8. 編集後記(3)
9. ○月定例会日程(予定)(5)	10. その他(1)
記載なし(2)	

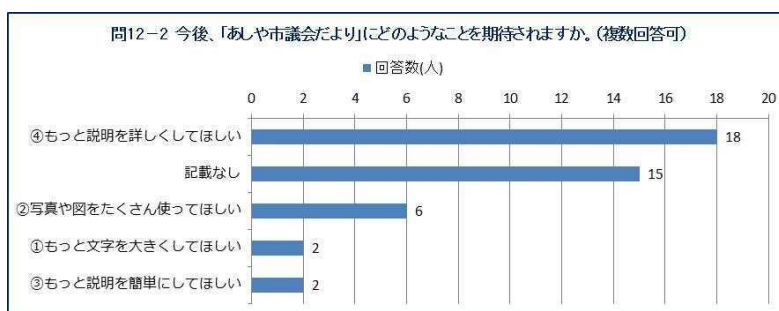


問12-2 今後、「あしや市議会だより」にどのようなことを期待されますか。(複数回答可)

※選択肢(数値): 回答人数

n=43

1. もっと文字を大きくしてほしい(2)	2. 写真や図をたくさん使ってほしい(6)
3. もっと説明を簡単にしてほしい(2)	4. もっと説明を詳しくしてほしい(18)
記載なし(15)	



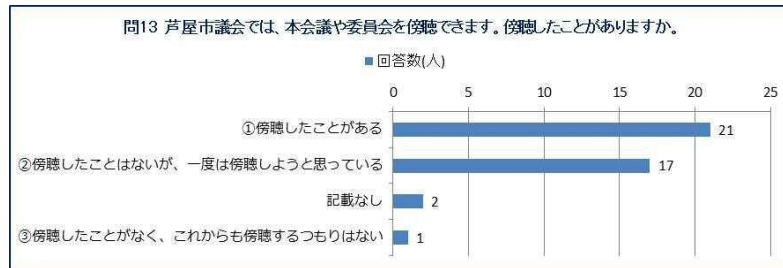
4 傍聴に関すること

問13 芦屋市議会では、本会議や委員会を傍聴できます。傍聴したことがありますか。

※選択肢（数値）：回答人数

n=41

1. 傍聴したことがある (21)
2. 傍聴したことはないが、一度は傍聴しようと思っている (17)
3. 傍聴したことがなく、これからも傍聴するつもりはない (1)
記載なし (2)



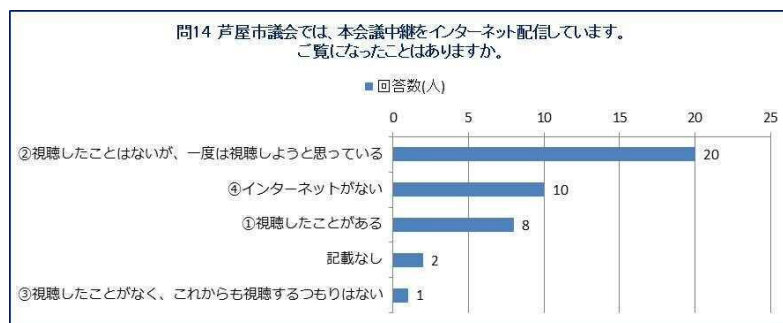
5 インターネット中継に関すること

問14 芦屋市議会では、本会議中継をインターネット配信しています。ご覧になったことはありますか。

※選択肢（数値）：回答人数

n=41

1. 視聴したことがある (8)
2. 視聴したことはないが、一度は視聴しようと思っている (20)
3. 視聴したことがなく、これからも視聴するつもりはない (1)
4. インターネットがない (10)
記載なし (2)



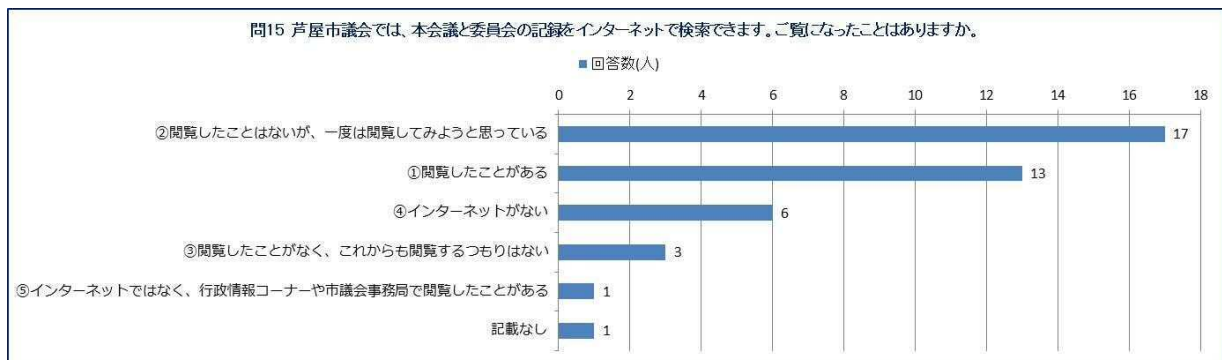
6 会議録インターネット検索に関すること

問 15 芦屋市議会では、本会議と委員会の記録をインターネットで検索できます。ご覧になったことはありますか。

※選択肢（数値）：回答のべ人数

n=41

1. 閲覧したことがある (13)
2. 閲覧したことはないが、一度は閲覧してみようと思っている (17)
3. 閲覧したことがなく、これからも閲覧するつもりはない (3)
4. インターネットがない (6)
5. インターネットではなく、行政情報コーナーや市議会事務局で閲覧したことがある (1)
記載なし (1)



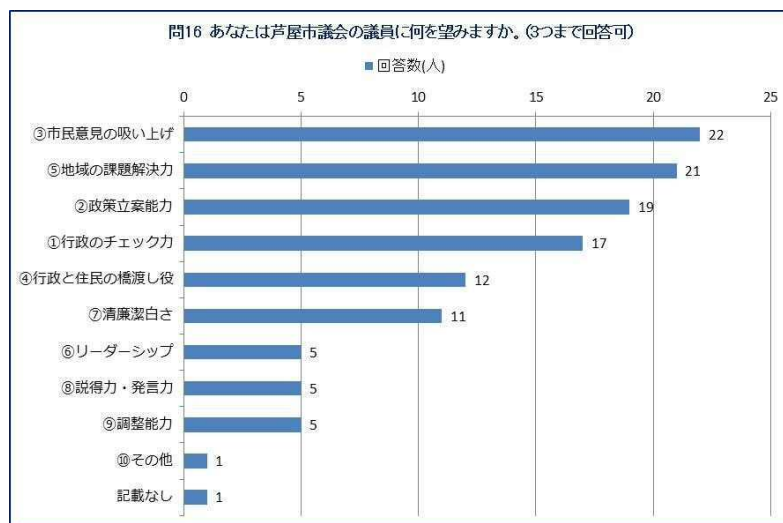
7 議員に望むこと

問 16 あなたは芦屋市議会の議員に何を望みますか。(3つまで回答可)

※選択肢（数値）：回答のべ人数

n=119

1. 行政のチェック力 (17)	2. 政策立案能力 (19)	3. 市民意見の吸い上げ (22)
4. 行政と住民の橋渡し役 (12)	5. 地域の課題解決力 (21)	6. リーダーシップ (5)
7. 清廉潔白さ (11)	8. 説得力・発言力 (5)	9. 調整能力 (5)
10. その他 (1)	記載なし(1)	



8 議会改革に望むこと

問 17 芦屋市議会の改革で取り組むべき課題は何だと思われますか。(3つまで回答可)

※選択肢(数値): 回答のべ人数

n=93

1. 議会を夜間や休日にも開く (2)	2. インターネットなどを利用した情報発信 (6)
3. 議会報告会の充実 (10)	4. 市民の意見を聴く意見交換会の充実 (21)
5. 議会ホームページの充実 (1)	6. あしや市議会だよりの充実 (4)
7. 議員の資質の向上 (18)	8. 議会が政策提言や政策立案する機能の強化 (11)
9. 議員間で討議する場を増やす (3)	10. 議員定数・議員報酬の見直し (11)
11. 議会・議員活動を支援する議会事務局の機能強化 (3)	
12. その他 (0)	記載なし (3)



芦屋市議会基本条例検証結果報告書

平成 30 年（2018 年）6 月 発行

発 行：芦屋市議会

〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号

電話 (0797) 38-2001

F A X (0797) 38-2170